

戸倉上山田地区かわまちづくり 計画書

令和7年（2025年）6月

千曲市

<様式 1>

都第 80 号
令和 7 年 6 月 18 日

(地方整備局長経由)
国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

千曲市長 小川 修一

「かわまちづくり」計画の登録について（申請）

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第 7 の規定に基づき、下記のかわまちづくり計画について申請いたします。

記

名 称：戸倉上山田地区かわまちづくり計画
推進主体：千曲市

以上

1. 市町村等の概要

- 1 都道府県名 長野県
- 2 市町村名 千曲市
- 3 人口 57,617人（令和6年5月時点）
- 4 面積 120km²

2. 河川の概要

（1）計画対象地の概要

① 計画対象地の位置

計画対象地は、長野県千曲市の戸倉地区の南部、千曲川を挟んで上山田地区の北東部に隣接する場所にあり、千曲市の主要な観光地である戸倉上山田温泉に隣接した千曲川河川敷に位置する。

② 計画対象地の範囲

計画対象地は令和4年度に策定された「千曲市総合運動公園基本構想」（詳細は27、28ページ参照）の3つのエリア（戸倉体育館エリア、白鳥園エリア、河川敷エリア）のうちの河川敷エリアと、千曲川左岸側に整備された既存の都市公園である戸倉千曲川緑地公園で構成される。

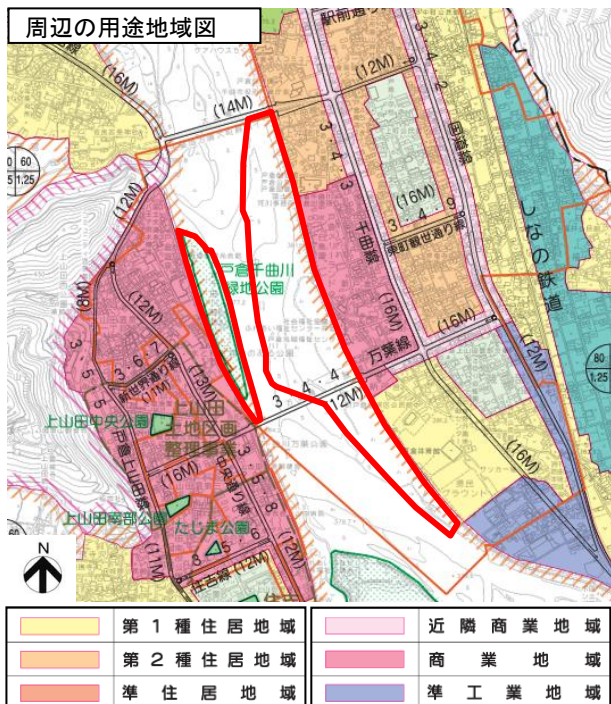
③ 周辺の土地利用

周辺の土地利用は、左岸側に戸倉上山田温泉（商業地域）、右岸側に新戸倉温泉（商業地域）及び住宅地（主に「第1種住居地域」「第2種住居地域」）となっており、計画対象地内には戸倉千曲川緑地公園が整備されている。

計画対象地の位置



計画対象地の範囲図



計画対象地の範囲

計画対象地の範囲

(2) これまで実施済みの関連施策

【計画対象地内】

- ・千曲川三本木及び上山田護岸災害復旧工事（令和2年5月～令和3年6月）
令和元年東日本台風災害により、左岸側の低水護岸の一部が破損したため、護岸の復旧工事（延長約40m）を実施。（区間：89.5+13m～89.5+53m）
- ・戸倉千曲川緑地公園（令和2年3月～令和2年8月）
令和元年東日本台風災害により公園が冠水したため、公園の復旧工事を実施。（A=995 m²）

【周辺施設】

- ・戸倉体育館エリア（仮称）千曲市新戸倉体育館整備事業
計画対象地右岸南側に隣接し、千曲市総合運動公園の戸倉体育館エリアを構成する事業の一つとして、老朽化した戸倉体育館に代わる新体育館の整備を進めている（都市計画公園の決定を予定）。令和10年度に開催予定の国民スポーツ大会ではハンドボール会場としての活用を予定しており、国民スポーツ大会終了後は市民の利用をはじめ、大会や合宿誘致を通して地域活性化につなげていく。

戸倉体育館エリア全体配置イメージ図



- ・白鳥園エリア 多目的広場の整備

計画対象地右岸北側に隣接する白鳥園南側に多目的広場を整備（令和6年8月供用開始）。芝生の丘（直径約80m）、園路（芝生の丘の外周約250m）、水遊び場（噴水）、築山、四阿等が整備されている。また、キッチンカーの乗り入れを想定したブロック舗装や外電源などもあり、イベント利用なども想定した整備が行われている。

白鳥園エリア多目的広場



(3) 市民や民間事業者による河川利活用状況

・地域のイベント①

事業名、期間：信州千曲市千曲川納涼煙火大会（8月）
事業主体：信州千曲市千曲川納涼煙火大会実行委員会
実施場所：戸倉千曲川緑地公園
内容：2024年で93回目となる県内屈指の規模を誇る花火大会。約1万発の花火が打ち上げられる。来場者数約9万人。
関連URL：<http://www.chikuma-hanabi.jp/>



・地域のイベント②

事業名、期間：千曲川ナイトワイン&グルメフェス（2023年9月）
事業主体：一般社団法人信州千曲観光局
実施場所：戸倉千曲川緑地公園
内容：長野県内のワイナリーやワインのお供に楽しめるベーカリーなど約30店舗が出店。来場者数約2,000人。



・河川アクティビティ①

事業名、期間：千曲川リバーサップ体験（5～10月）
事業主体：一般社団法人信州千曲観光局
実施場所：戸倉千曲川緑地公園付近
内容：インストラクターによる丁寧な事前講習もあり初心者でも安心して利用できる。必要な機材はあらかじめ用意しておりレンタル品も充実。



・河川アクティビティ②

事業名、期間：釣りリズム信州（冬期ニジマス釣り場）（10～2月 禁漁期間）
事業主体：更埴漁業協同組合
実施場所：千曲川万葉橋～大正橋間
内容：禁漁期間内に釣り（キャッチ&リリース）を楽しむ。

・河川アクティビティ③

事業名、期間：小中学生ニジマス釣り教室（10月）
 事業主体：「釣りリズム信州」千曲市戸倉上山田地域協議会
 実施場所：戸倉千曲川緑地公園
 内容：インストラクターによる指導もあり初心者でも安心して参加できる（釣り具やライフジャケットの貸し出し有）。



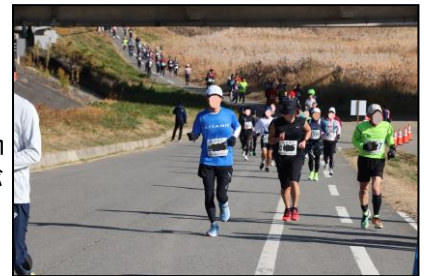
・河川アクティビティ④

事業名、期間：CHIKUMA river NIGHT CAMP FESTIVAL（11月）
 事業主体：アクティブ・ノーテンキーズ（有志団体）
 実施場所：戸倉千曲川緑地公園
 内容：千曲川河川敷（左岸）緑地を区割りし、キャンプ体験を実施。



・スポーツイベント等①

事業名、期間：千曲川ハーフマラソン（11月）
 事業主体：千曲川ハーフマラソン実行委員会
 内容：千曲川に沿って設定された全長約 21.1km のコース。対象区域に隣接する堤防道路がコースの一部に設定されている。



・スポーツイベント等②

事業名、期間：千曲川サイクリングロードの活用
 事業主体：科野さらしなの里サイクリング推進委員会
 内容：市内の千曲川サイクリングロードをコースとして設定。サイクリングマップに記載。



・スポーツイベント等③

事業名、期間：シクロクロスミーティング上山田大会
 事業主体：COGS
 内容：千曲川左岸の万葉の里スポーツエリア（上山田中央緑地）において民間主催のシクロクロスレースが開催されている。



・スポーツイベント等④

事業名、期間：ずくだしサイクリングツアー
 事業主体：ずくだし eco tour
 内容：経験を積んだガイドが千曲市の里山に広がる文化・歴史・生活を案内。対象区域に隣接する堤防道路がコースの一部に設定されている。

・スポーツイベント等⑤

事業名、期間：長野県一周サイクリング Japan Alps Cycling Road

事業主体：JACP (Japan Alps Cycling Project)

内容：面積が広大で起伏に富み、四季折々の美しさに満ちている長野県の魅力を十分に満喫してもらうために設定した長野県を一周するようなコース。東信エリアでは上田市・千曲市を結ぶ「一般県道上田千曲長野自転車道線」が設定されており、計画対象地の左岸側の堤防道路がその一部となっている。



3. かわまちづくりの方針

(1) 地域における課題、必要性

1) 市全体や地域の課題

① 既存の地域資源の活用

計画対象地周辺には、温泉資源として、千曲川左岸に県内屈指の温泉街「戸倉上山田温泉」が広がり、同右岸には日帰り温泉施設等の点在する「新戸倉温泉」がある。右岸の日帰り温泉の一つ「白鳥園」は食堂等もある複合温泉施設で、南側に整備された多目的広場等を含め、『千曲市総合運動公園構想』では白鳥園エリアに位置付けられている。

またスポーツ資源として、上記構想において、河川敷エリアを介して白鳥園エリアともつながる戸倉体育館エリアに、体育館や野球場、サッカー場、マレットゴルフ場等のスポーツ施設が集積している。さらに計画対象地とその上・下流の千曲川河川敷には、様々なスポーツ施設が整備されており、千曲川の軸線上のこの地域一帯がスポーツ施設の一大集積地となっている。

スポーツ後の温泉、さらには宿泊利用など、温泉資源とスポーツ資源は非常に親和性の高い資源でありながら、近年の宿泊者数は漸減傾向にあり、両者の結びつきが必ずしも十分とはいえないなかで、これらの有機的な連携を図り、地域資源の魅力を最大限に活かしていくことがこの地域に求められている。

【周辺の地域資源】

○温泉資源

- ・戸倉上山田温泉（温泉旅館・ホテル、日帰り温泉施設、足湯）
- ・新戸倉温泉（日帰り温泉施設、温泉旅館、足湯）
- ・白鳥園（日帰り温泉施設、食堂等）

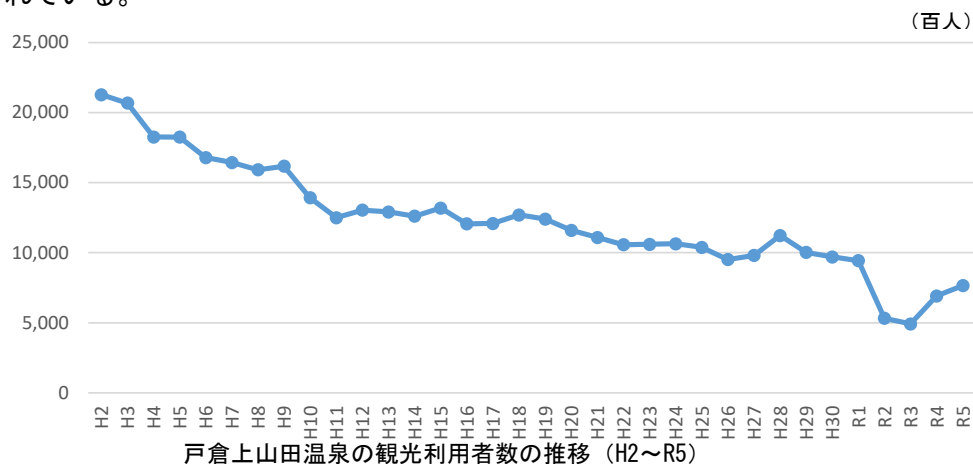
○スポーツ資源

- ・戸倉体育館エリア
（戸倉体育館、野球場、サッカー場、テニスコート、マレットゴルフ場等）
- ・萬葉の里スポーツエリア
（野球場、サッカー場、陸上競技場、マレットゴルフ場等）
- ・大西緑地公園
（野球場、サッカー場、陸上競技場、マレットゴルフ場、スケートボード場等）

② 観光利用者数の減少

戸倉上山田温泉には、年間約 76 万人（令和 5 年度）が観光利用で訪れているが、そのうちの約 7 割が市内から来訪で、観光利用者数も昭和 50 年代から減少の一途を辿り、平成の初期と比べても約 3 分の 1 程度まで落ち込んでいる。

他方、千曲市の人口も、平成 12 年（2000 年）をピークに減少に転じ、以降漸減傾向に歯止めがかからず、この先、定住人口を増やしていくのも容易ではない。そうしたなかで地域経済の活性化を図るためには、交流人口の増加につながる取組が不可欠で、『千曲市総合計画』には、これに寄与する取組として、スポーツ施設やスポーツイベント等の充実に大きな期待が寄せられている。

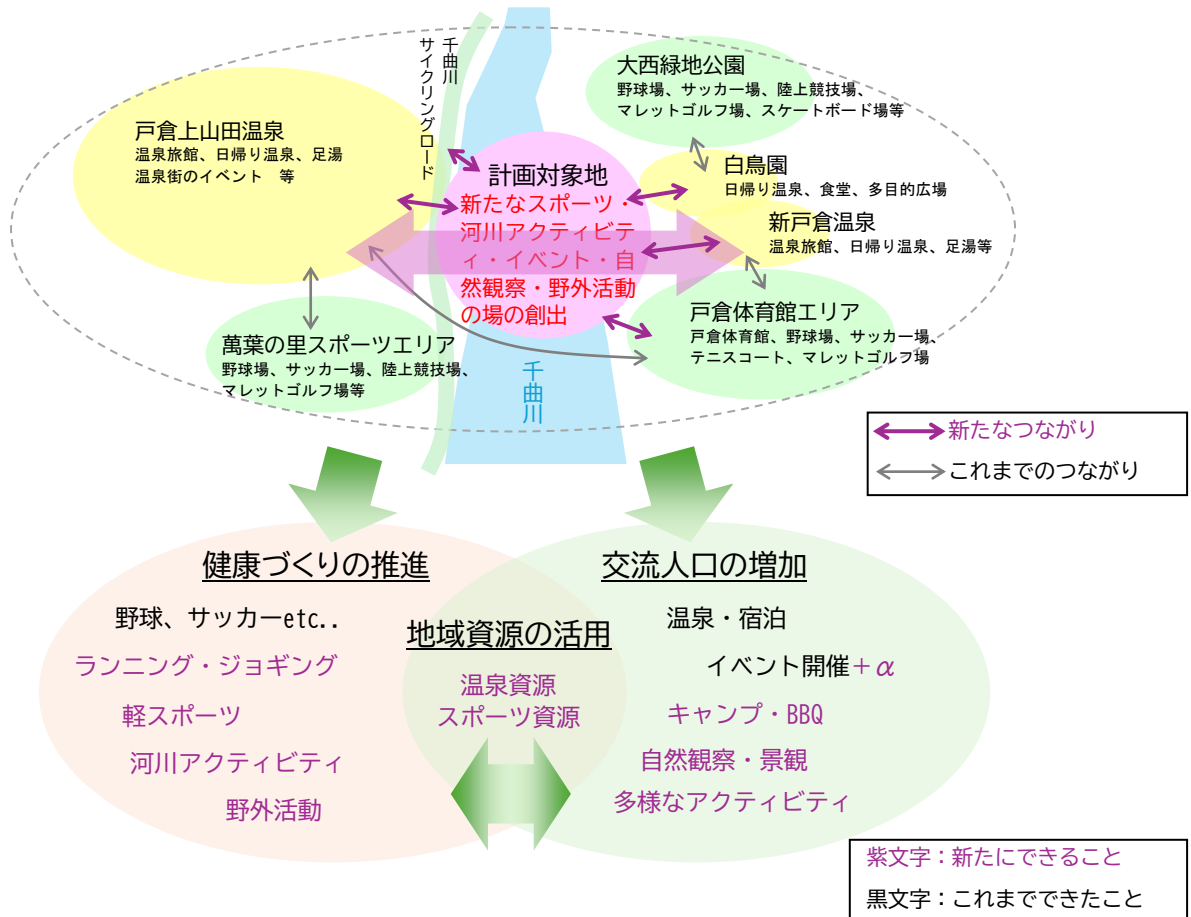


③ 運動習慣者の割合の減少

千曲市では、運動習慣者の割合の減少とともに、肥満者数や糖尿病有病者の割合が増加傾向にあり、肥満やメタボリックシンドロームの予防、改善につながる健康づくりの取組を市民に広めていくことが必要となっている。

『健康（ヘルス）アップ千曲21』においては、健康づくりを推進するため社会環境の質の向上を方針の1つに掲げ、これに基づく施策として「日常的に運動しやすいウォーキングコースやシェアサイクルなどの環境整備の推進」が位置づけられている。

誰でも気軽に取り組めるウォーキングは市民のニーズも高く、とくに生活環境に身近なこの地域の河川敷は、安全性の高いコース整備が可能な場として、千曲川サイクリングロード等の既存ウォーキングコースと連続性や周遊性を持たせた積極的な活用が求められている。



地域におけるかわまちづくりの必要性のイメージ図

2) 計画対象地の課題

① イベント時の利用者の安全性、利便性の向上

計画対象地左岸側の戸倉千曲川緑地公園は、川岸の散策や釣り、マレットゴルフ、広場でのレクリエーションなどで日常的に利用されているほか、煙火大会や、ワインフェスなどのイベントが開催され、多くの人々が来場している。

イベント時では、温泉街から高水敷の公園へ降りるための通路の不足などが課題となっており、イベントの開催や企画をする上で、施設の安全性や利便性の向上が求められている。



千曲川煙火大会の様子（通路に人が集中し危険な状況となっている）

② 河川景観の保全と眺望場所の整備

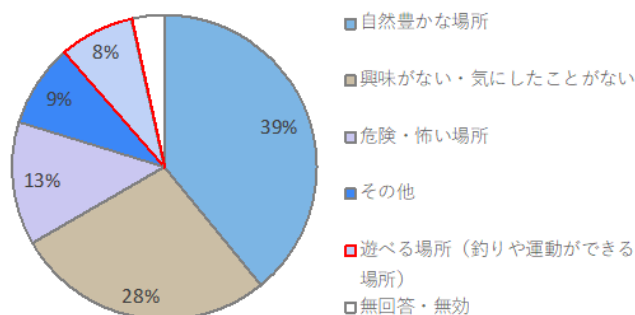
計画対象地では、右岸側には五里ヶ峯をはじめとする山並み、左岸側には戸倉上山田温泉の温泉街の広がり、河川軸上の下流に開けた先には戸隠連峰などの良好な景観を眺めることができる。特に左岸側の温泉街からの円滑なアプローチや良好な河川景観を望む場所の確保等が観光の観点から求められている。



戸倉上山田温泉側（左岸側）の堤防道路からみた河川景観

③ 地域住民にとって身近に親しめる場としての意識の低さ

市内中高生アンケートの結果では、千曲川に対するイメージとして約4割が「自然豊かな場所」と回答している。他方で約3割が「興味がない・気にしたことがない」、約1割が「危険・怖い場所」と回答し、「遊べる場所」としての認識は1割程度と極めて低い状況であり、河川が身近に親しめる場所になっていないことが読みとれる。



千曲川に対する中高生のイメージ
(市内中高生アンケート回答数：887)

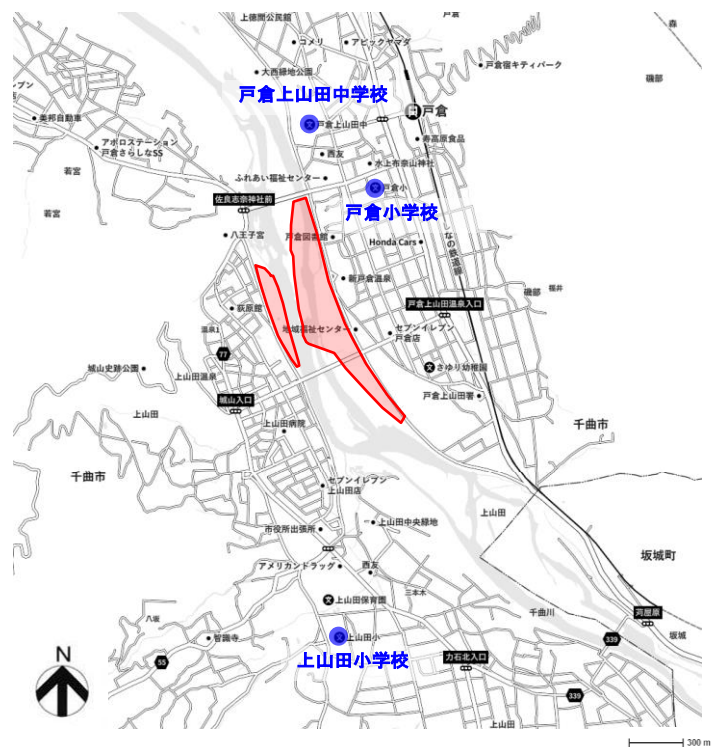
④ 環境学習の場としての活用促進

市内には千曲川の河川敷を利用した親水空間として「水辺の楽校親水公園」（平成 20～21 年度整備）があり、公園内には遊歩道、芝生広場、親水池、ワンドなどが整備されて、モズやオオヨシキリなどの野鳥や水生生物などがみられる水辺の環境学習や自然体験の拠点として、近隣の小学校などで利用されている。

また、水辺の楽校親水公園は戸倉地区の左岸側にあり、同地区の右岸側や上山田地区からのアクセスがやや不便である。対して本計画対象地は、市街地に隣接し小学校等も近い立地であるため、環境学習の場としての利便性が高く、活用し易い整備が求められている。



水辺の楽校親水公園



計画対象地の範囲

周辺の小中学校

(2) 市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ

・第三次千曲市総合計画（令和4年～令和8年）

該当箇所：未来に繋げる自然と共生するまち（26 ページ9 行目～）

掲載 URL：https://www.city.chikuma.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_keikaku/sogokeikaku/5439.html

・第三次千曲市観光振興計画（令和4年～令和8年）

該当箇所：エリア毎のブランド強化（22 ページ6 行目～）

千曲川の景観保全（24 ページ21 行目～）

④千曲川の景観保全

千曲川は、千曲市における重要な眺望景観資源であり、市名の由来となる日本を代表する大河です。千曲川は多くの文人墨客に愛され様々な作品が遺されています。近年は水質悪化や外来生物により生態系のバランスが崩れ、景観の悪化が懸念されています。ボランティア清掃活動等を通じて市民の千曲川に対する愛着心の醸成とともに景観の保全を目指します。

また、千曲川に親しむための遊び場づくりやイベントの実施など、観光資源としての活用も図ります。



【具体的な取組内容】

○景観保全のための清掃活動、外来植物等の駆除

- ・千曲川河川敷の清掃活動やアレチウリなどの外来植物の駆除
- ・釣りリズムにより千曲川に魅力ある釣り場づくりや外来魚の駆除
- ・千曲川に親しめる遊び場づくりやイベントなどを企画・実施



掲載 URL：https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/kanko/seisaku_keikaku/5192.html

・千曲市都市計画マスタープラン（平成31年策定）

該当箇所：千曲川と里山が身近に感じられる市街地づくり（14 ページ31 行目～）

③千曲川と里山が身近に感じられる市街地づくり

- 本市の都市構造の特徴として、市の中央部を流れる千曲川と市域の両側から延びる里山がほど良い近さにあって、その間に挟まれた空間に市街地と農業集落地が存在しています。自然や地形に恵まれた環境を活かし、限られた土地を有効に活用した都市づくりを目指します。

魅力ある地域資源の保全・活用・継承（17 ページ2 行目～）

環境軸（水の軸）（20 ページ9 行目～）

自然環境保全地域（河川地域）（30 ページ1 行目～）

千曲川など市街地周辺の水辺の環境整備（38 ページ23 行目～）

②千曲川など市街地周辺の水辺の環境整備

- 都市構造上、水の軸として位置づけた千曲川をはじめ、市街地周辺を流れる一級河川や準用河川の水辺空間については、治水対策の実施・砂防施設の整備促進による治水機能と安全性の向上とともに、生き物の生息空間である自然の宝庫として市民の憩いと自然学習の場としての親水性の向上を図り、潤いのある水辺空間を創出します。また、市民とともに河川環境の保全活動に取り組みます。
- 特に千曲川においては、水辺の楽校[※]の環境保全を図り、NPO、ボランティア団体、地域の人々と協力しながら子供たちの水遊びを支える地域連携の仕組みを推進します。また、かわまちづくり支援制度事業などにより河川空間の整備を行い、親しみのある千曲川の実現、泳ぎたくなるような河川環境の復活を目指します。

河川の整備方針（42 ページ28 行目～）

地域づくりの方針（62 ページ25 行目～）

掲載 URL：https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/toshi_keikaku/kaihatsu_toshikeikaku/2/1606.html

- ・千曲市緑の基本計画（平成 24 年 3 月策定）
該当箇所：水辺のエリアの目標（77 ページ 16 行目～）

水辺のエリアの目標

豊かなふるさとの水辺を守り育む

千曲川の広大な河川敷と共に、流れ込む支流の河川・水路やため池といった水辺生物の生息環境を保全します。

緑のつながりを持たせながら、市民のふるさとの親水空間の形成を目指します。

緑の将来構造（78 ページ）



- 温泉街もてなしの緑の拠点
戸倉上山田温泉街のおもてなしを感じられる景観を形成する緑の拠点です。
- 水辺の緑の拠点
千曲川河川敷の緑地、橋梁周辺部や若宮あす樹園地など親水空間としての緑や緑の景観を形成する拠点です。

水辺のエリアの緑の配置・形成方針（87 ページ）



- 環境保全や水辺の生物多様性を特に図るエリア
- 親水空間の形成を特に図るエリア
- 水辺の景観形成を特に図るエリア

環境保全・改善機能に関する施策（水辺エリア）（99 ページ 31 行目～）

掲載 URL：https://www.city.chikuma.lg.jp/soshiki/toshi_keikaku/kaihatsu_toshikeikaku/2/1617.html

- ・千曲市歴史的風致維持向上計画（平成 28 年 5 月策定）
該当箇所：千曲市の維持向上すべき歴史的風致（40～41 ページ）
⑨千曲川流域にみる歴史的風致（90～92 ページ）
千曲川は、幾度となく洪水による被害を人びとに与えてきました。人びとは堤防の整備や水天宮を祀り洪水に備えとともに、豊かな水を農業用水や伝統行事での禊ぎの場などに利用してきました。千曲川流域に暮らす人びとにとって、かけがえのない歴史的風致として位置付けています。

- ・第二次千曲市環境基本計画（平成 28 年 3 月策定）
該当箇所：長期目標 2-1 泳ぎたい千曲川を復活します（14～15 ページ）
長期目標 2-4 多様な生物を守ります（20～23 ページ）

基本方針 2 自然豊かなふるさと	2-1 泳ぎたい千曲川を復活します 2-2 生きものが豊かな小川や水辺を復活します 2-3 里山を守り、活かしていきます 2-4 多様な生物を守ります 2-5 環境に配慮した農林業を推進します 2-6 市街地の緑を育てます
--------------------------------	---

(3) 地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方

① 整備コンセプト

コンセプトは、基本構想の河川敷エリアの考え方を踏襲する。

かわを感じる・かわと親しむ・かわを楽しむ地域の縁側

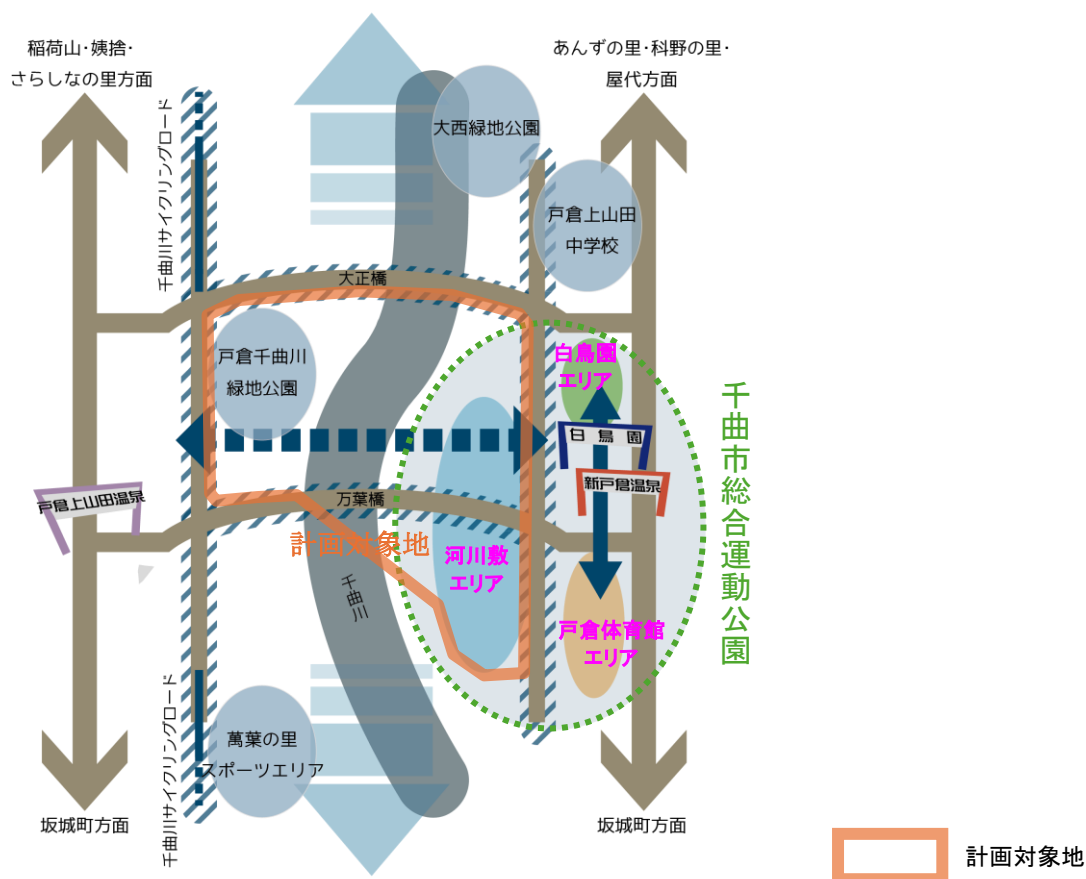
縁側は、屋内と庭との間に位置した庭（自然）に対して開かれた空間であり、屋内の室と室とをつなぐ通路にもなる。そこでは、日向ぼっこや庭の景色を眺めながらお茶を楽しむなど、憩いや団らんが繰り広げられる。

本計画対象地についても、地域と川をつなぎ、また周辺の施設をつなぎ、地域住民や観光利用者が憩いや多様なスポーツ、レクリエーションにより川を感じ、親しみ、交流の場となる地域の縁側として、地域の活性化や賑わいに資する公園整備を進める。

② 地域との関わり方・つながり

- ・総合運動公園の基本構想では、「みんなが集い、憩い、楽しめるコミュニティスポーツパーク」を全体コンセプトに掲げ、総合運動公園が地域の人々の暮らしや経済、資源をうまく循環させる一つのピース（核）として機能し、地域が「つながる」ことを目指しており、河川敷エリアは戸倉体育館エリアと白鳥園エリアにまたがるエリアとして、両エリアと連携し、千曲市総合運動公園整備エリア全体をつなぐ役割が期待されている。また、左岸側の戸倉上山田地区との連携を図るうえでも重要なエリアとなっている。
- ・計画対象地と周辺地域との関わり方は、以下の4つのつながりを軸とし、それをもとに施設内容等を検討する。

1. 温泉利用とにぎわいで地域がつながる
2. スポーツ×温泉（宿泊）で対岸同士がつながる
3. 「歩きたい！走りたい！」で地域がつながる
4. 他の公園等と機能や風景で市全体がつながる



③ 整備方針

整備方針についても、基本構想の河川敷エリアの考え方を踏襲して以下のとおりとする。

■方針1 水害リスクを考慮した施設整備

水害に対する改修負担や機能不全リスクを考慮し、代替・一時的な利用停止可能な施設の整備を図ります。

■方針2 川の流れや地形を活かし、自然環境と共生できる空間活用

河川の生態系保全も重要視し、河川断面や流路を考慮した空間活用で、自然環境との共生を図ります。

■方針3 河川空間の魅力を引き出し、水辺とまちがつながる空間創造

河川空間の特性や魅力を引き出し、人々を誘い、エリア間さらには水辺とまちが有機的につながる空間の創造を図ります。

④ 管理及び活用の方針

■方針1 安全・安心に川とふれあえる場づくり

安全管理体制の構築、注意喚起や見通しの確保などの日常の安全対策、学校等と連携した河川の安全に関する広報活動などにより、子どもも安心して川とふれあえる場づくりを進めます。

- ・水難救助に関する資格を有する者などの協議会への参画
- ・定期的な草刈りの実施などによる川岸の見通しの確保
- ・サインによる注意喚起や増水時等の見回りなど、運営面による安全性の強化
- ・緊急連絡体制の整備、管理棟への AED の設置など、事故や緊急時の対策強化
- ・学校等と連携した河川の安全な利用に関する広報等の実施

■方針2 川の自然環境や景観を味わえる場づくり

緑の軸としての環境を保全し、河川敷ならではの多様な動植物とのふれあいや、河川敷ならではの景観を楽しめる場づくりを進めます。

- ・まとまりのある河川環境の保全（自然保全ゾーンの設定）
- ・河川景観を楽しむ景観スポットとなる場の整備
- ・広大な敷地内を回遊（散策）できる動線の整備
- ・自然観察会など自然とふれあう機会の創出（学校等との連携）
- ・自然環境に関する情報提供（サイン設置、パンフレット配布等）

■方針3 気軽に訪れ、子どもも大人も遊べる場づくり

住宅地や温泉街など多くの人が集まるエリアの利点を生かし、気軽に訪れ、初心者でも楽しめるアクティビティをソフト面、ハード面から提供できる場づくりを進めます。

- ・地域で活動する団体等と連携した運営や維持管理の検討
- ・子どもキャンプ体験、MTB の初心者コース設定など初心者でも楽しめる催しの開催や施設整備
- ・観光利用者なども気軽に体験できるように備品レンタル等を充実
- ・隣接する市街地や観光地（温泉街）からのアクセス性の向上

(4) 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標

指標	従前値	目標値	設定の考え方・測定方法等
戸倉上山田温泉利用者数 (KGI)	76.5万人 ※1 (R5年)	97.0万人 (R13年)	- かわまちづくり対象範囲に隣接する戸倉上山田温泉の年間利用者数。 - 千曲市観光振興計画で目指す数値目標を参考に目標値を設定。
施設利用者数 (KPI)	—	3,000人 (R13年)	- かわまちづくり対象範囲(河川敷エリア)内における主要施設の年間利用者数(キャンプ場利用者数、釣券購入者数、SUP事業利用者数)。 - 各施設の運営者から月別の記録を収集し合計する。 ※利用者のカウントが可能な施設のみを対象
イベント開催数 (KPI)	左岸側 3回※2 右岸側 0回 (R5年)	左岸側 6回 右岸側 6回 (R13年)	- 計画対象地内で行われるイベントの年間の開催数。 - 令和5年度に実施されたイベントは釣りイベントと煙火大会等3件のみ。今後、SUPやマウンテンバイクのイベント等を定期的の実施し、年間を通じてイベントが開催される状況を目標として設定(月に1回程度を目標とする)。
市政への満足度 (「思う」「やや思う」の回答率) (KPI)	44%※3 (R6年)	49% (R13年)	- 千曲市が毎年市民を対象に実施する市民意識調査より集計する。 - スポーツやレクリエーション活動を楽しめる環境の充実・整備を進めており、このうち「スポーツを通じ、心身の健康と活力あるまちが作られている」と思う市民の割合。 - 市域への波及を期待し、概ね5%程度の増加を目標値として設定する。

※1…長野県令和5年観光地利用者統計調査より

※2…公園行為許可申請より

※3…令和6年度千曲市市民意識調査より

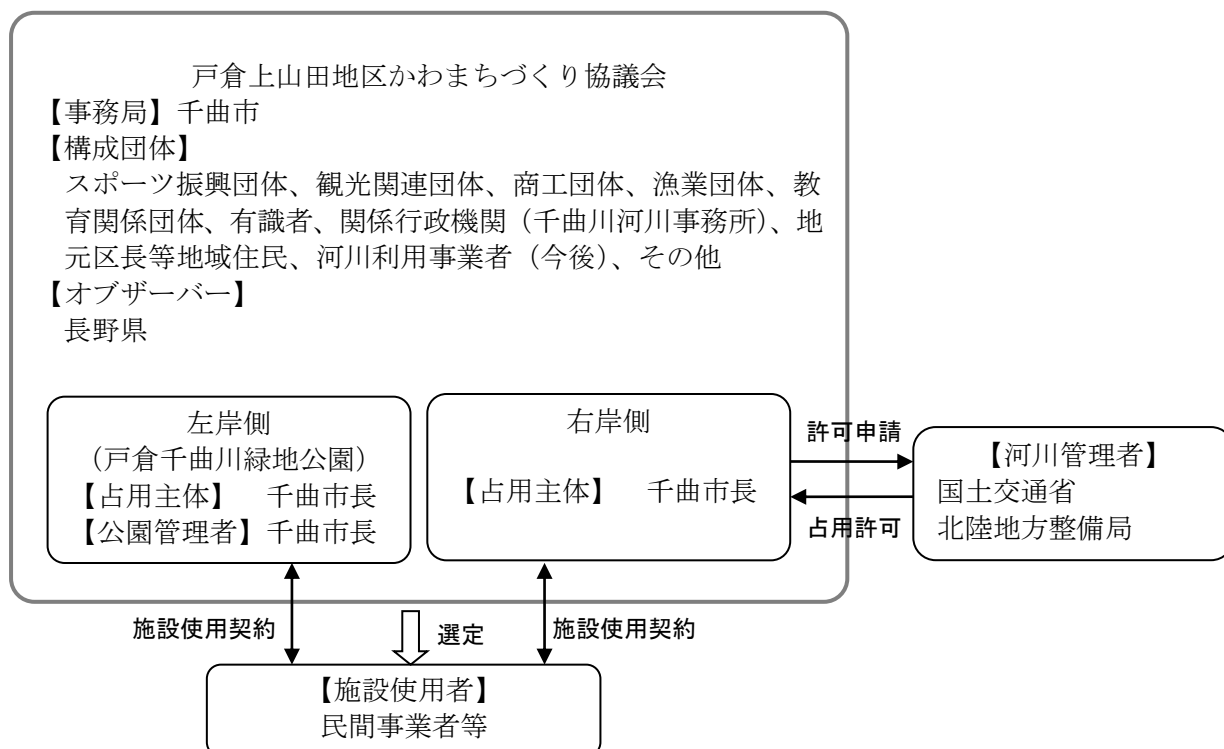
4. 推進体制・取組内容

(1) これまでの取組状況

千曲市では、令和4年度に「千曲市総合運動公園基本構想」を策定し、戸倉体育館エリア、白鳥園エリア、河川敷エリア（右岸側）の各エリアのコンセプトや整備方針等を定めた。

令和5年度には、河川敷エリアに加え、花火大会やその他イベント会場としても利用されている左岸側の戸倉千曲川緑地公園を含む一帯を対象とし、かわまちづくり支援制度の活用を目指して「かわまちづくり協議会設立準備会」を立ち上げ、現地視察やワークショップを行いながら、整備内容の検討、運営事業者探し、協議会設立の準備を行った。それをもとに、令和6年度に「かわまちづくり協議会」を設立し、かわまちづくり計画の作成を進めている。

(2) 協議会、運営組織等の体制（図）



(3) 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容

【協議会構成団体】

- ・千曲市（事務局）
- ・特定非営利活動法人千曲市スポーツ協会
- ・科野さらしなの里サイクリング推進委員会
- ・千曲市スポーツ推進委員会
- ・一般社団法人信州千曲観光局
- ・千曲商工会議所
- ・戸倉上山田商工会
- ・更埴漁業協同組合
- ・河川利用事業者（SUP など）

【その他】

- ・周辺公共施設（白鳥園、戸倉体育館）指定管理者
- ・戸倉上山田温泉まちづくり推進会議

5. 安全な河川利用に向けた取組
① ハード面の取組 ・水辺等の見通しの確保、入口への注意喚起サイン設置等 川の水深が深く周囲の植生が繁茂して見通しが悪いなど、河川への転落の危険がある箇所には、立ち入りを防止するための措置（注意喚起サインの設置等）や周辺の植栽管理（草刈等）による見通しの確保等を行う。また、緩衝帯として自然保全ゾーンを設定するなど、危険な場所に近づかないようなエリア設定を行う。 ② ソフト面の取組 ・安全な河川利用に向けた体制構築 協議会の構成員や連携する団体に安全な河川利用に資する有資格者（RESCUE 3 国際認定者や川の指導者認定者等）が参画することより、水辺のリスクマネジメント学習、河川アクティビティに関する安全面での指導や安全確保が可能な体制を構築する。 ・ゾーンごとの利用水準の設定 左岸側は低水護岸があり水辺に近づきにくい構造となっているが、右岸側の低水敷は河原が広がり、容易に水辺に近づくことができる状況であり、降雨時に部分的に浸水するため、低水敷の河川アクティビティゾーンや自然保全ゾーンの一部の利用については、管理境界を設けて安全な利用を促進する。なお、運営面では子どもだけでの進入を原則禁止とし、敷地の出入口や高水敷と低水敷の境界部には注意喚起のサイン等を設置し周知する。また、水辺の体験活動は水辺での安全管理が行える運営者がいるイベントのみとし、河川は自由使用であるが、入ることは積極的に推奨しない。 ・見回りの強化 増水時や利用者が多い時期、イベント開催時などは、見回りや注意喚起を強化するなど、運営面での安全対策を講じる。 ・安全な河川利用に関する事項の周知 子どもだけで河川に近づかない、増水時には堤外地に入らないなど、安全な河川利用を行う上で必要となる事項を学校等と連携して周知を行いながら、安全な河川利用を促進する。 ・安全な利用を推進するルール作り 安全な利用を推進するために、施設単位で利用上のルールを設定する（例：デイキャンプ場の整備に伴い、利用者の焚火使用が想定されることから、焚火の出来るエリアを厳密に設定する。また焚火台の使用の徹底や一定の風速を越えた場合は火気厳禁など、ルールを明示する）。
6. 都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
・本計画地では、公設によるデイキャンプ場やBBQ 広場、マウンテンバイクコース、河川アクティビティのための用具置場等の設置を想定しているほか、既存の花火大会や敷地内におけるイベント開催時等で民間事業者によるオープンカフェや移動販売車、テントサウナ等の設置の利用を想定している。そのため、河川占用敷地許可準則第 22 条に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けて、千曲市、関係団体（商工会議所、観光局等）、事業者等からなる協議会を開催し、河川敷地を利用するエリア、施設、主体、期間等について地域の合意形成を図る。 ・整備後も協議会を通じて地域や観光地（温泉街）をはじめ幅広く運営協力者や催しの主催・共催者等を募り、本敷地の利活用を促進する。 ・民間事業者等の利用を促進するため、民間事業者等の河川利用のルールを明示するとともに、民間による河川利用の可能性が高まったことを PR する。
7. 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
・千曲川では、本来の砂礫河原が大幅に減少し、生物多様性の低下が課題となっている。そのため、自然保全ゾーンや河川アクティビティゾーンの整備にあたっては、既存の砂礫河原やワンド、オギ群落などの保全、外来生物の抑制などを行い、河川敷特有の景観や自然環境、生態系の保全を図り、魅力ある河川空間を創出する。また、スポーツゾーンやレクリエーションゾーンにおいては、ヤナギ類などの既存樹林等を活用した整備を行い、緑豊かな河川環境の維持に努める。 ・河川環境の保全を進めると同時に、多くの方に河川環境に関心を持っていただけるように、保全ゾーンの楽しみ方（自然観察やバードウォッチング）の周知やイベント等の開催、より安全に利用できるように散策路等の整備を行う。

ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名	信濃川水系千曲川																			
2. 提案事業の実施範囲	千曲川 戸倉上山田地区																			
3. 提案事業の概要	千曲市を占有許可者として、行政や地元関係者、有識者等から構成する「戸倉上山田地区かわまちづくり協議会」により検討を進めながら、民間事業者等と連携して河川空間の活用を図る。 河川敷地占有許可準則の特例措置により河川占有の規制緩和（都市・地域再生等利用区域の指定）を実施し、デイキャンプ場やマウンテンバイクコース、河川アクティビティのための施設整備等を行うとともに、以下①～③のソフト施策を展開し水辺の賑わいを創出する。 計画対象地の右岸側は、背後には主に住宅地が広がり、白鳥園エリア・新戸倉温泉や戸倉体育館エリアと隣接している。現状はほぼ未整備の河川敷となっており、隣接エリアと連携した利用を想定して、整備及び利用を促進する。 計画対象地の左岸側は、背後には主に温泉街（戸倉上山田温泉）が広がっている。現状は千曲市が占有許可を受ける戸倉千曲川緑地公園として整備しており、煙火大会をはじめ様々なイベントが開催され、民間による利用も行われている。温泉街では、地域が主体となり設立された「戸倉上山田温泉まちづくり推進会議」による河川敷を含めた温泉街のランドデザイン策定を目指しており、観光利用を想定した整備（改修）を行いつつ、民間による活用を含めた多様な利用を促進する。 ①隣接する施設と連携した活用推進と情報発信 計画対象地は、右岸側には千曲市総合運動公園基本構想における戸倉体育館エリア（体育館や野球場、サッカー場等の施設を有する運動公園）と白鳥園エリア・新戸倉温泉（日帰り温泉施設や広場）、左岸側には戸倉上山田温泉（温泉街・繁華街）が隣接しており、周辺施設と連携し、地域全体をつなぐ役割が期待されていることから、各エリアの施設等と一体的に利用されることを想定したソフト施策を展開・推進する。また、これらの回遊性を高めていくために、現在使用されている各種散策マップの改定・案内看板の作成や、市や観光局等の関連団体のホームページ・パンフレットによる情報発信を検討していく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>隣接するエリアや施設</th> <th>利用内容</th> <th>計画対象地で展開するソフト施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸倉体育館エリア （総合体育館、野球場、サッカー場等）</td> <td>スポーツ大会、健康増進を目的とした利用</td> <td>・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等）</td> </tr> <tr> <td>白鳥園エリア・新戸倉温泉 （日帰り温泉施設、広場）</td> <td>日帰り温泉利用 地域住民の憩いの場</td> <td>・ 既存エリアマップへの記載 ・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等） ・ 備品などのレンタル</td> </tr> <tr> <td>戸倉上山田温泉 （温泉街・繁華街・観光施設）</td> <td>宿泊を含む観光利用</td> <td>・ 既存エリアマップへの記載 ・ 備品などのレンタル</td> </tr> <tr> <td>千曲川サイクリングロード</td> <td>サイクルツーリズム</td> <td>・ 既存サイクリングマップへの記載</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td></td> <td>・ 案内看板の設置 ・ ホームページ・パンフレットによる隣接エリアと連携した情報発信</td> </tr> </tbody> </table>		隣接するエリアや施設	利用内容	計画対象地で展開するソフト施策	戸倉体育館エリア （総合体育館、野球場、サッカー場等）	スポーツ大会、健康増進を目的とした利用	・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等）	白鳥園エリア・新戸倉温泉 （日帰り温泉施設、広場）	日帰り温泉利用 地域住民の憩いの場	・ 既存エリアマップへの記載 ・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等） ・ 備品などのレンタル	戸倉上山田温泉 （温泉街・繁華街・観光施設）	宿泊を含む観光利用	・ 既存エリアマップへの記載 ・ 備品などのレンタル	千曲川サイクリングロード	サイクルツーリズム	・ 既存サイクリングマップへの記載	全体		・ 案内看板の設置 ・ ホームページ・パンフレットによる隣接エリアと連携した情報発信
隣接するエリアや施設	利用内容	計画対象地で展開するソフト施策																		
戸倉体育館エリア （総合体育館、野球場、サッカー場等）	スポーツ大会、健康増進を目的とした利用	・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等）																		
白鳥園エリア・新戸倉温泉 （日帰り温泉施設、広場）	日帰り温泉利用 地域住民の憩いの場	・ 既存エリアマップへの記載 ・ イベント開催時の臨時的運用（臨時駐車場等） ・ 備品などのレンタル																		
戸倉上山田温泉 （温泉街・繁華街・観光施設）	宿泊を含む観光利用	・ 既存エリアマップへの記載 ・ 備品などのレンタル																		
千曲川サイクリングロード	サイクルツーリズム	・ 既存サイクリングマップへの記載																		
全体		・ 案内看板の設置 ・ ホームページ・パンフレットによる隣接エリアと連携した情報発信																		

② 川を感じふれあう機会の提供

千曲川に対して、「興味がない・気にしたことがない」「危険・怖い場所」と感じている地域住民もいるなか、安全性を考慮しながら「かわを感じる・かわと親しむ・かわを楽しむ地域の縁側」としての整備を進め、地域の人達の利用を促す。

- ・水辺の観察会など、身近にある河川環境や水辺にふれあう機会の創出
- ・地域や学校と連携して安全性の確保と河川の楽しみ方を周知
- ・計画対象地内には、低水護岸やテトラポット、樋門、水制工（埋没している）などの河川管理施設があり、それらを活用した千曲川の治水対策などを学ぶ機会の創出
- ・地域住民がより河川を身近に感じ、河川との関わりを深めていただくため、国が推進する住民参加型の河川管理（ボランティアサポートプログラム等）を検討
- ・千曲川クリーン作戦として、ごみ拾いを行いながら、あわせて河川敷内に繁茂したアレチウリを抜くという取組が行われており、地域に定着している。また、地元有志による自主的なごみ拾いも定期的に行われており、これらを継続していく。

③ 河川環境を活かした賑わいの場の創出

計画対象地の背後には、右岸側に住宅地、左岸側に温泉街（観光地）が広がり、多くの地域住民や来訪者（観光利用者）の利用が見込まれる。現状では、戸倉千曲川緑地公園の広場等を活用し、地元住民や温泉街を訪れた観光利用者等の参加を想定した煙火大会やフェス等のイベントが開催されており、今後もこれらの活動を継続・促進するとともに、河川環境や今回整備する多目的広場やデイキャンプ場等の施設を活用した新たなイベントの企画・開催していく。

- ・これまで開催してきたイベント等の継続
- ・河川環境や新たな施設を活用したイベント等の企画・開催
- ・温泉街や地域の事業者等と連携した新たなイベント等の企画・開催

（参考）位置図

＜都市・地域再生等利用区域の指定を行う範囲＞

- ・千曲川右岸側堤外地及び左岸側堤外地（戸倉千曲川緑地公園）（下図  箇所）



ハード施策の個別整備計画書

1. 河川名

信濃川水系千曲川

2. 整備範囲

① 整備範囲：千曲川 戸倉上山田地区

ハード施策は主に水害リスクの低い高水敷で行うものとし、自然保護の観点から樹林などが形成されていない場所を中心に行う。樹林や繁茂した草地など自然度が高い場所については、自然保全ゾーンとして保全する。また、低水敷の河川敷は河川アクティビティゾーンとして未舗装の散策路を整備する程度とし、現状の地形や環境を活かした河川利用を促す。

② 整備内容（公園整備）

整備計画 1：右岸レクリエーションゾーン

デイキャンプ場、多目的広場（2か所）、駐車場、管理施設、管理用通路（堤防階段、坂路拡幅）

整備計画 2：スポーツゾーン

管理用通路（兼ウォーキング・ジョギングコース 兼自然観察路に活用）、マウンテンバイクコース、駐車場、管理用通路（堤防階段、坂路拡幅）

整備計画 3：左岸レクリエーションゾーン

戸倉千曲川緑地公園（既存公園の改修）、管理用通路（堤防階段（2か所）、坂路拡幅）

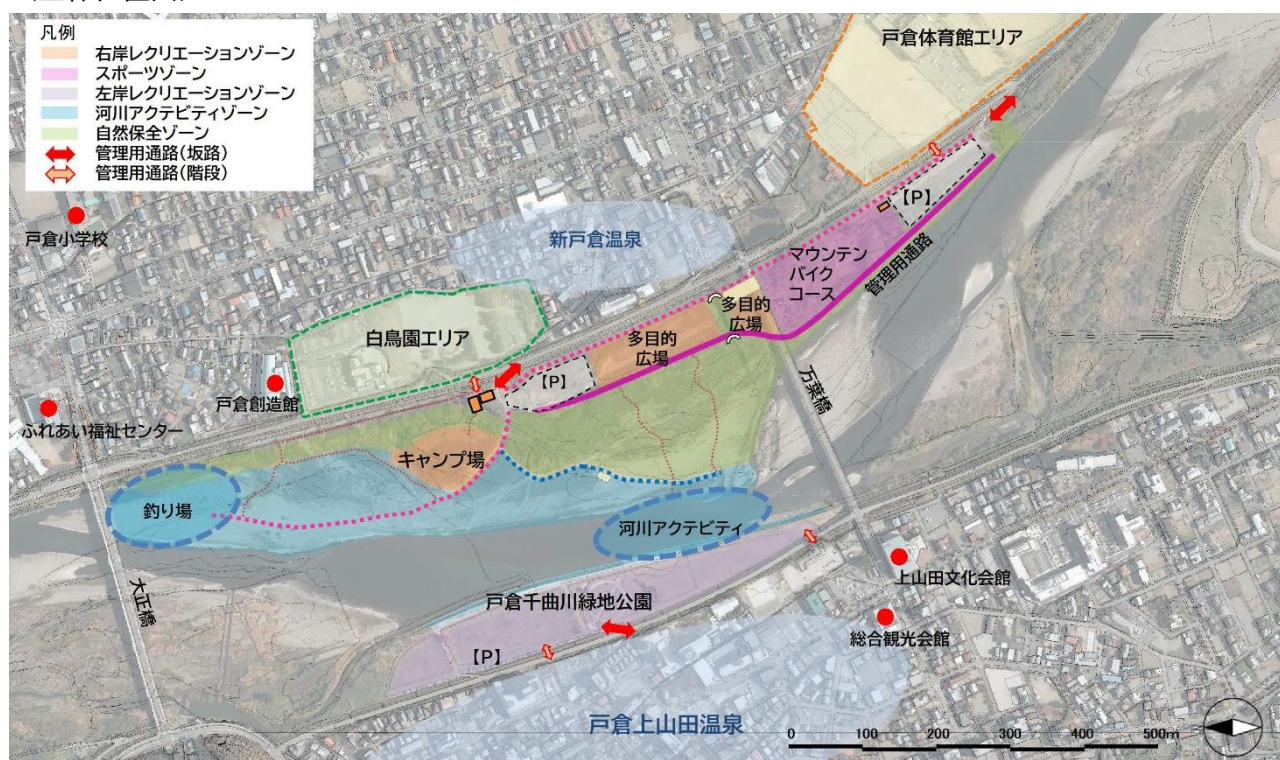
整備計画 4：河川アクティビティゾーン

河川アクティビティゾーン（リバーSUP、親水空間等）、釣り場、水辺散策路

整備計画 5：自然保全ゾーン

既存在来種の樹林やオギ群落の保全、ゾーン内を通る小径（歩道）

（全体位置図）



3. 整備内容

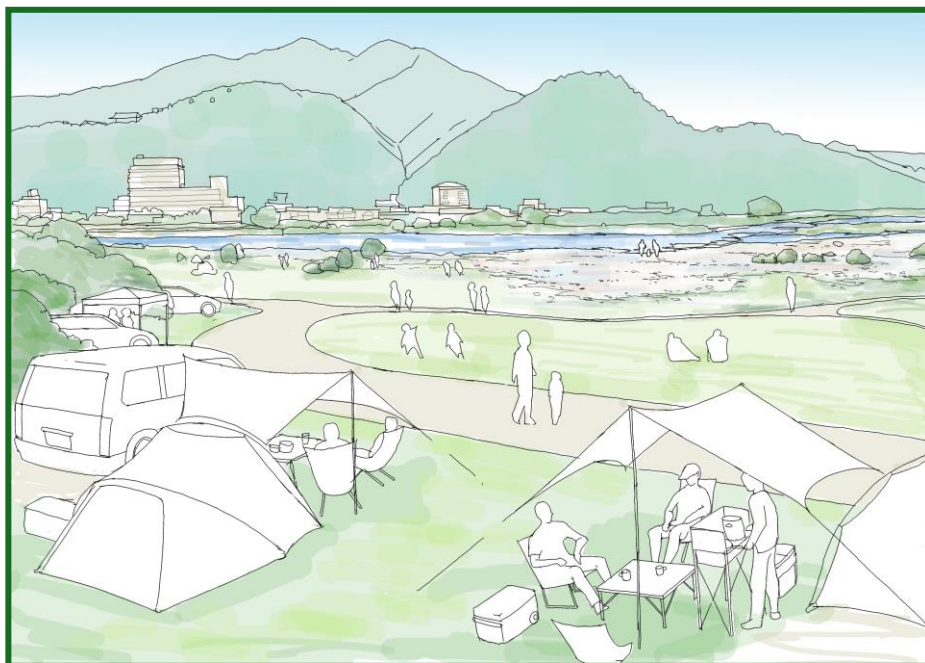
整備計画 1 右岸レクリエーションゾーンの整備

万葉橋下流の右岸側の高水敷をレクリエーションゾーンとし、デイキャンプ場や多目的広場（2か所）を整備する。隣接する白鳥園や河川アクティビティゾーンとともに、レクリエーション×河川アクティビティ×日帰り温泉の組み合わせで利用促進を図る。

■デイキャンプ場

河川敷におけるアクティビティとしてキャンプやBBQが一般的に知られているが、市内の千曲川河川敷にはそれらを気軽に楽しめる場が整備されていない。計画対象地は市街地や温泉街に隣接しており、「明るい」「近くに温泉街がある」「気軽に買い出しに行ける」「野生動物との接触が少ない」といった立地的な良さを活かし、キャンプ初心者でも安全安心に利用でき、河川を感じながらキャンプやグランピング、BBQを気軽に楽しめる場として整備する。

なお、宿泊利用の可否については、宿泊とした場合に必要となる設備（照明、監視カメラ等）や管理運営体制等の検討が必要となるため、現段階ではデイキャンプ利用のみとし、整備後の利用状況や需要をみながら、宿泊の可能性について検討を行う。



デイキャンプ場（イメージ）

■多目的広場（2か所）

河川敷の広大な敷地を活かし、多目的な利用（散歩、遊び、スポーツ、イベント等）ができる芝生広場を整備する。

■駐車場

レクリエーションゾーンや河川アクティビティゾーンの利用者用駐車場。また、隣接する白鳥園エリアには多目的広場が整備され今後イベントなどが開催された場合、駐車場の不足が懸念されることから、白鳥園エリアの臨時駐車場としての活用も考慮し、駐車規模は100台程度とする。

■管理施設

河川を感じながらデイキャンプやBBQなどのアクティビティを楽しめるように、川岸まで近づける動線の整備も行うため、安全性確保の観点から敷地内の巡視や利用者の緊急時対応ができるように、管理人が常駐できる管理棟を整備する。また、敷地内に既存のトイレがないことから、管理棟付近に仮設トイレを設置する。

■管理用通路（堤防階段、坂路拡幅）

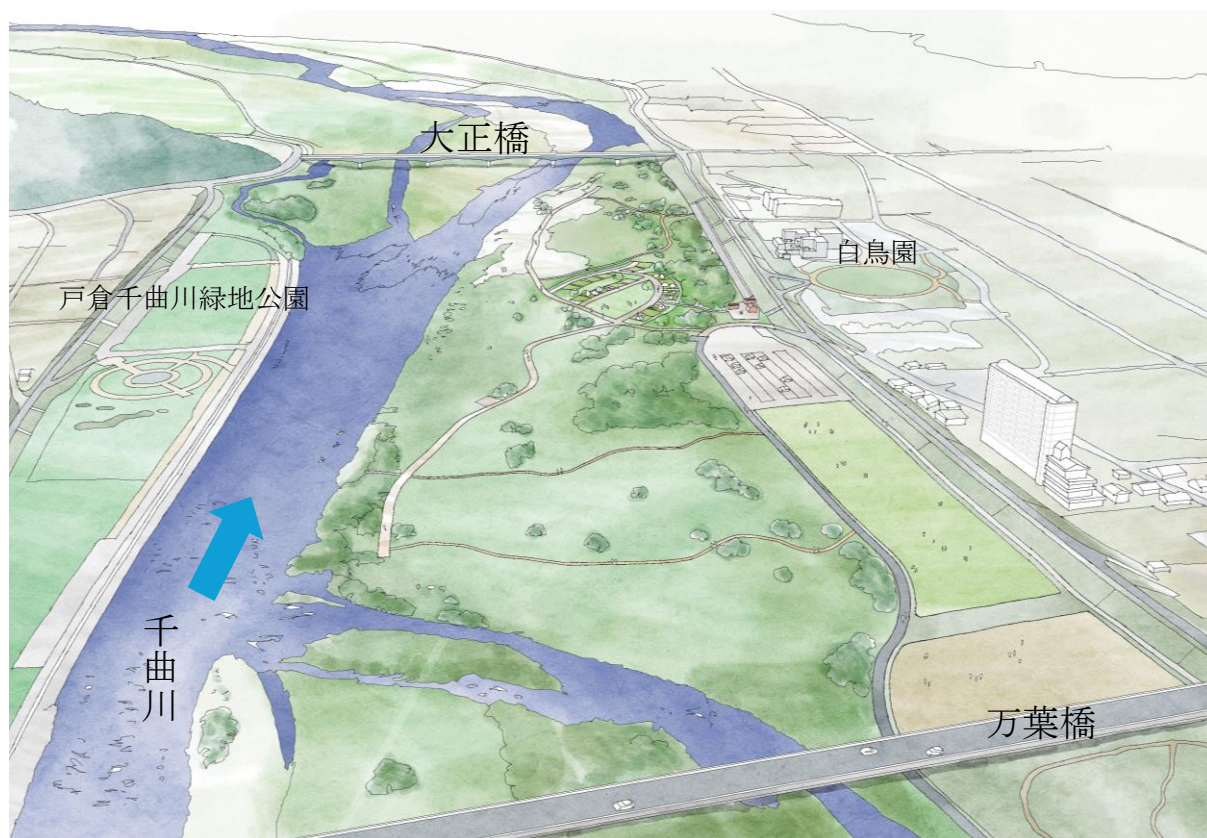
堤内地からレクリエーションゾーンへ徒歩によるアクセスが可能となるように、白鳥園の多目的広場に近い位置に堤防階段を整備する。また、堤防道路の横断（白鳥園エリアとの歩行者移動）については最大限安全に配慮する整備となるよう検討していく。

また、現在の坂路は舗装されているが幅員が狭いため、拡幅により安全性を高める。

■白鳥園エリアとの連携

デイキャンプやBBQを行う際に、利便性の観点からトイレや水場が近くに整備されているのが望ましいが、敷地内（堤外地）には常設のトイレや水場を整備することができないため、堤内地にある白鳥園の敷地内に整備を検討する。

＜整備イメージ（パース絵）＞ 万葉橋上空から下流側を望む



整備計画 2 スポーツゾーンの整備

万葉橋上流の右岸側の高水敷をスポーツゾーンとし、ウォーキング・ジョギングコース、マウンテンバイクコース、駐車場を整備する。隣接する戸倉体育館エリア（総合体育館、野球場、サッカー場等）と連携し、日常の利用から大会時の利用まで、多様なスポーツ施設が集積するエリアの一部として利用促進を図る。

■管理用通路（ウォーキング・ジョギングコース、自然観察路）

戸倉体育館エリアと白鳥園エリアをつなぐ全長約 800m程度の川や河川敷の景色や自然を感じるコース。地域住民の日常のウォーキング・ジョギング利用、戸倉体育館エリアと連携した利用（多目的広場と合わせてスポーツ大会時のウォーミングアップなど）、千曲川ハーフマラソンのコースの一部としての利用など、多用途な利用が期待される。

（堤防階段）

スポーツゾーンへの徒歩によるアクセスは戸倉体育館エリアからとなるため、戸倉体育館エリア側と合わせて堤防階段を整備する。また、堤防道路の横断（戸倉体育館エリアとの歩行者移動）については最大限安全に配慮する。

（坂路拡幅）

現在の坂路は未舗装で幅員が狭いため、拡幅及び舗装により安全性を高める。

■マウンテンバイクコース

周辺の千曲川河川沿いでは、大西緑地公園の自転車広場、萬葉の里公園でのシクロクロス大会の開催、堤防道路のサイクリングコースなど、自転車のアクティビティが多い。

そうしたなか、新たな自転車アクティビティとして既存にはないマウンテンバイクコースを整備し、多様な自転車アクティビティができる場として地域全体が盛り上がるのが期待される。地域住民の利用のほか、愛好家によるイベントや大会の開催なども推進していく。

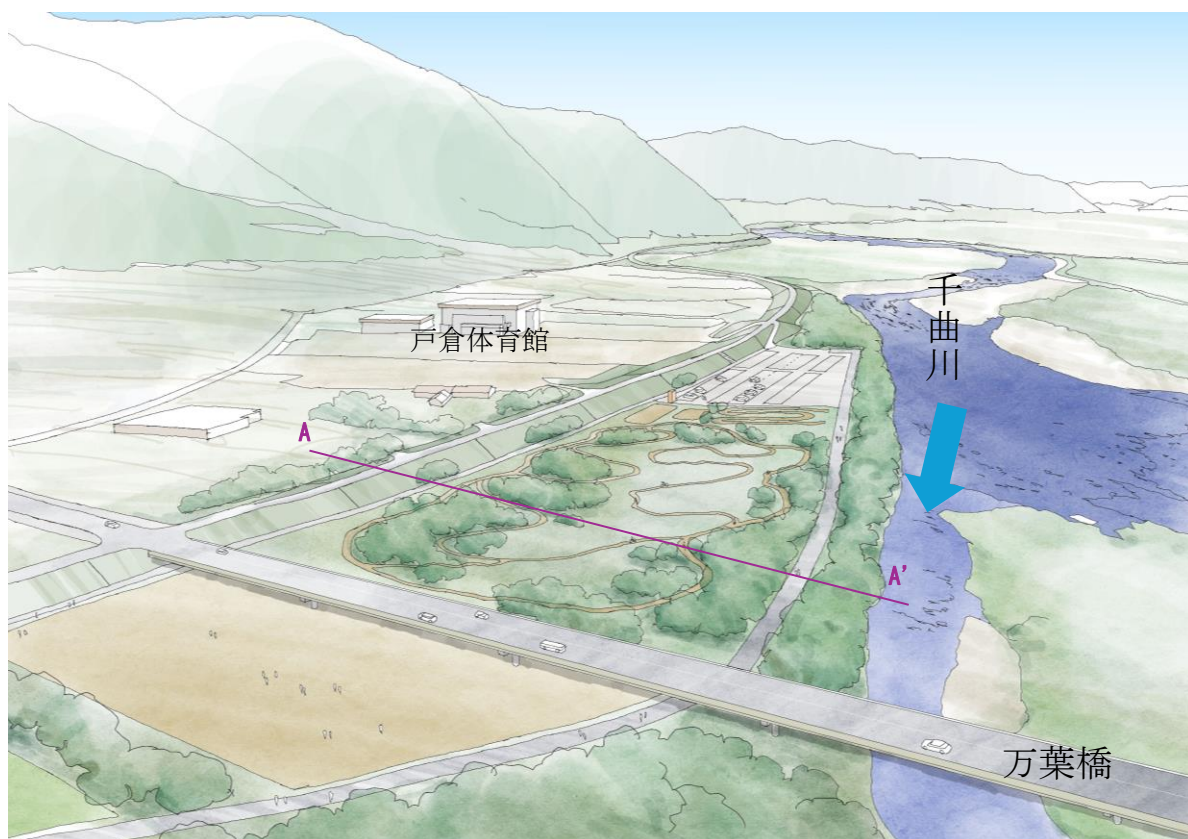


マウンテンバイクコース（イメージ）

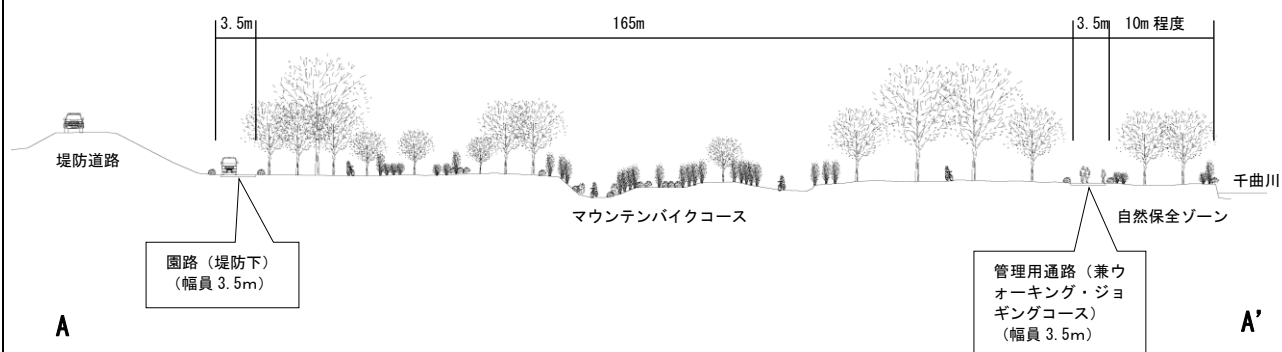
■駐車場

戸倉体育館エリアには大型の運動施設が集積しており、大会時などで駐車場の不足が懸念されることから、戸倉体育館エリアの臨時駐車場としての活用も考慮し、200 台程度の駐車場を整備する。

<整備イメージ（パース絵）> 万葉橋上空から上流側を望む



断面図（A-A'）イメージ



整備計画 3 左岸レクリエーションゾーンの整備

左岸レクリエーションゾーンは公園（戸倉千曲川緑地公園）として整備されており、千曲川納涼煙火大会やワイン&グルメフェスなどのイベントが開催されている。既存施設を活かしながら、既存の堤防階段の安全性や休憩場所の不足など現状の課題を解消するための施設整備（堤防階段等）を行う。また、戸倉上山田温泉まちづくり推進会議等の地元団体との協議の中で公園のリニューアル内容を検討していく。

■戸倉千曲川緑地公園（既存公園の改修）

噴水やベンチなどの既存施設は、利用状況等を踏まえて撤去や更新を検討し、一部を BBQ ができる広場として整備する。マレットゴルフ場や駐車場については、既存施設を活用する方向とする。

■管理用通路

（堤防階段）

左岸側の堤防道路は、温泉利用者等が河川を眺めながら散策するのに適しているが、道路幅員が狭く歩行者の安全性の確保には課題がある。また、煙火大会の際には温泉街から高水敷の公園へ降りるための通路の不足が課題となっており、観客が集中し渋滞を招き、安全性に懸念がある。

そのため、温泉街からのアクセス性の向上、煙火大会時におけるスムーズな観客の動線の確保を目的とした堤防階段を複数箇所整備する。

（坂路拡幅）

現在の坂路は、舗装されているが幅員がやや狭いため、拡幅により安全性を高める。

整備計画4 河川アクティビティゾーンの整備

右岸側の低水敷、左岸側の低水護岸周辺を河川アクティビティゾーンとし、リバーSUP 体験や釣り、水辺の自然観察などが行えるスペースとして整備を進める。

既存の河川環境の良さを損なわず、安全に利用できるようにするための最低限の整備（アクセス動線となる園路の整備等）を行う。

■河川アクティビティゾーン（リバーSUP、親水空間等）

既存の取組として、左岸側の低水護岸を活用したリバーSUP 体験が行われている。また、右岸側の浅瀬も初心者のSUP 体験に適していることから、更衣室や倉庫として使用する仮設テントの設置、浅瀬までの動線や駐車スペースの整備等を行い、既存の取組を拡大する。

また、右岸側の河川敷は砂礫河原が広がり浅瀬もあることから親水空間に適している。そこで、比較的安全な浅瀬に近づきやすいように動線を確保し、川と触れ合えるアクティビティの創出を図る。

■釣り場

右岸側の大正橋付近と左岸側の戸倉千曲川緑地公園の堤防は、釣り場として地域住民などが日常的に利用されており、「小中学生のジギマス釣り教室」なども開催されている。また、万葉橋～大正橋の区間は冬期のジギマス釣り場（10～2月）としても知られている。

既存の利用を広めるとともに、より安全に利用しやすい場所とするため、釣り場までのアクセス動線の整備を行う。

また、釣り場に適したワンドなどの整備や万葉橋付近の樋門から流れる水路の取扱い等については、どのような形が最適であるか引き続き検討していく。

■水辺散策路（利用者動線）

現状の河川敷は大部分が大小さまざまな川石で覆われており、また起伏もあるため歩きづらい状況であるため、車両通行によりできた既存動線を活用し、安全に敷地内を移動できる歩きやすい散策路を整備する。

整備計画5 自然保全ゾーンの整備

対象地の河川敷にはヤナギ等の樹木が散在し、水路やワンドの周りにはオギ群落が形成されるなど、河川敷特有の豊かな自然環境が形成され、キジなどの野鳥もみられる。また、高水敷の河畔林は緑豊かな河川景観の重要な要素となっている。これらの自然環境をできるだけ残し、自然とのふれあいや観察会などができる場として整備を行う。

■既存在来種の樹林やオギ群落の保全

敷地内の既存の在来種（ヤナギ類、オニグルミ、クワ等）の樹林やオギ群落、草地はできるだけ残し、多様な動植物の生息地を保全する。また、ゾーン内を流れている水路については、水質や植生への影響を踏まえて保全の要否を検討する。

■ゾーン内を通る小径（歩道）

自然保全ゾーン内は、オギ群落をはじめ草木が繁茂する季節になると容易にゾーン内に入ることができず、また、降雨時には水路やワンドも増水するため危険である。そのため、自然観察等でゾーン内を散策できるように小径を整備する。

4. 整備の実現方策

デイキャンプ場、多目的広場、マウンテンバイクコース等のアクティビティに関する施設、及び管理棟や仮設トイレ、用具置場、駐車場等の管理施設・便益施設などの施設、利用者動線等や樋門付近の水路上を通過するための橋は、占用主体である千曲市が民間事業者等と連携して整備を進める。

また、堤防階段、堤防道路からの進入口（坂路）の拡幅、高水敷整正、ウォーキング・ジョギングコースを兼ねた管理用道路など、河川利用上の安全・安心に係る施設の整備は、河川管理者（千曲川河川事務所）が進める。

・整備工程

種別	事業者	事業内容（ゾーン）	R8	R9	R10	R11	R12
施設整備	千曲市	【整備計画1】 右岸レクリエーションゾーン	測量設計		整備工事		供用開始
			測量設計			整備工事	
施設整備	千曲市	【整備計画2】 スポーツゾーン	測量設計	整備工事	供用開始		
施設整備	千曲市	【整備計画3】 左岸レクリエーションゾーン		測量設計	整備工事	供用開始	
施設整備	千曲市	【整備計画4】 河川アクティビティゾーン	測量設計		整備工事	供用開始	
施設整備	千曲市	【整備計画5】 自然保全ゾーン	測量設計			整備工事	供用開始
水辺整備 護岸整備	千曲川 河川事務所	管理用通路（堤防階段、坂路拡幅、高水敷整正）	測量設計	整備工事			供用開始

5. 多自然川づくりに関する事項

千曲市では、千曲市環境基本計画の長期目標の1つとして「泳ぎたい千曲川を復活します」を掲げており、砂礫河原の再生や外来生物の抑制を図りつつ、千曲川本来の自然環境を取り戻し、生物に適した生息・生育環境を保全する取組を進めている。

そこで、本計画地においても既存のワンドやオギ群落、河畔林、砂礫河原等の河川敷特有の自然環境をできるだけ保全するため、まとまりのある緑を「自然保全ゾーン」に設定する。また、繁殖力が強く在来植物の生育を阻害する外来種のハリエンジュやアレチウリ、在来種のクズは可能な限り減らし、多様な植生の回復を図る。

さらに、その環境を活用して自然観察会イベント等の開催や学習の場としての活用を推進する。

6. その他特筆すべき事項

(1) 千曲市総合運動公園基本構想（令和5年3月策定）※抜粋

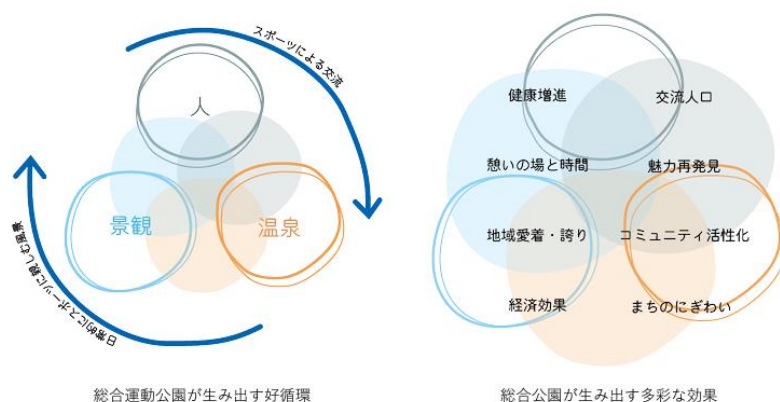
「千曲市総合運動公園」は、合併時に未来の千曲市を描いた『まちづくり計画（新市建設計画）』のなかで記載され、市内のいずれかの場所に整備したいと願われていた本市の夢の一つである。

千曲市総合運動公園基本構想（以下「本構想」という。）の策定に至るまでには、平成17年における「千曲市に野球場を含む総合運動公園の建設を求める市民の会」の設立や市議会への請願に始まり、平成19年には「千曲市」となつて初めて策定した『千曲市総合計画』に検討の必要性が位置づけられて以降、整備位置など実現のための様々な検討が継続的に行われてきた。平成24年から令和元年の間の検討では整備位置を戸倉体育館周辺として、平成26年からは宿泊施設との近接性を活かし、戸倉体育館エリア、白鳥園エリア及びそれら2つのエリアを結ぶ河川敷エリアも一体的に考えることとして、白鳥園や河川敷の敷地を含めた広域的な公園構想の方向性が示された。

河川敷エリアは、河川を管理する国土交通省千曲川河川事務所とも協力して、誰もが親しめる空間に整備していくことが望まれている。また、戸倉体育館エリアと白鳥園エリアを有機的に結ぶ自然空間として、さまざまな利用の可能性を引き出しながら、新たなにぎわいの場としての整備も期待がされる。



各エリア位置図



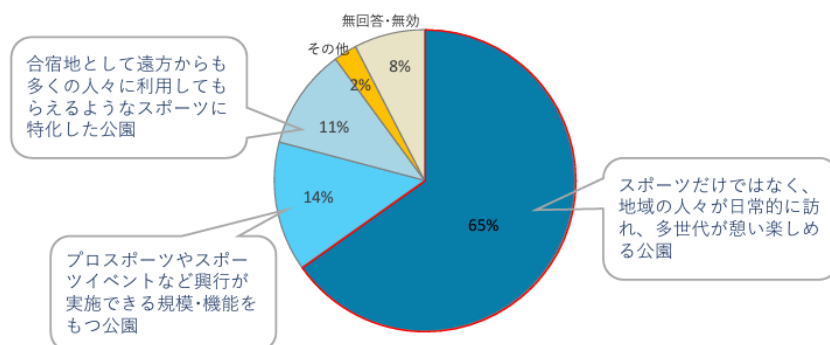
総合運動公園の整備方針イメージ

【総合運動公園全体のコンセプト】

みんなが集い・憩い・楽しめるコミュニティスポーツパーク

スポーツの捉え方が多様化する今日において、スポーツで「鍛える」「競う」はもちろん、スポーツに「楽しむ」「親しむ」ことのできる施設整備を通じて、『みんなが集い・憩い・指します。楽しめる』公園づくりを目指すとともに、スポーツ施設のみならず、公園内の自然環境や周囲の環境を活かして、子育てや健康的な暮らし、多彩なアクティビティができる居心地のよい空間を生み出すことによって、地域の拠り所となる『コミュニティスポーツパーク』を目指す。

「千曲市総合運動公園はどのようなコンセプトが望ましいと思いますか。」に対する回答



総合運動公園全体のコンセプトに対する意見

【河川敷エリアの整備等に関する市民の意見】

① 河川敷の活用方法に対する意見

デイキャンプやBBQなどのアウトドア、カヌーや釣り、水遊びなどの河川空間の利用、ウォーキングやジョギングのためのコース設備など、多様な意見が出された。

Ⅱ. 河川敷空間の活用方法について具体的に出された意見

アウトドア	河川空間の利用	子どもの遊び場	戸倉体育館エリアの施設移転
新たなスポーツ施設	コース整備	飲食	その他

※具体的な意見

BBQ	カヌー	水（川）遊び	ウォーキングコース ジョギングコース	マレットゴルフ場
デイキャンプ グランピング ¹⁷⁾	渡し舟 (左岸側とをつなぐ)	遊具 (トランポリン、長い すべり台、迷路など)	花公園	駐車場
スケートボード	釣り	水中迷路	ドライブイン シアター	花火大会
アーチェリー 弓道	魚のつかみ取り	親水空間	野外音楽堂	ドッグラン
水辺の学び場	テニスコート	グラウンド	生き物のための 環境	芝生広場

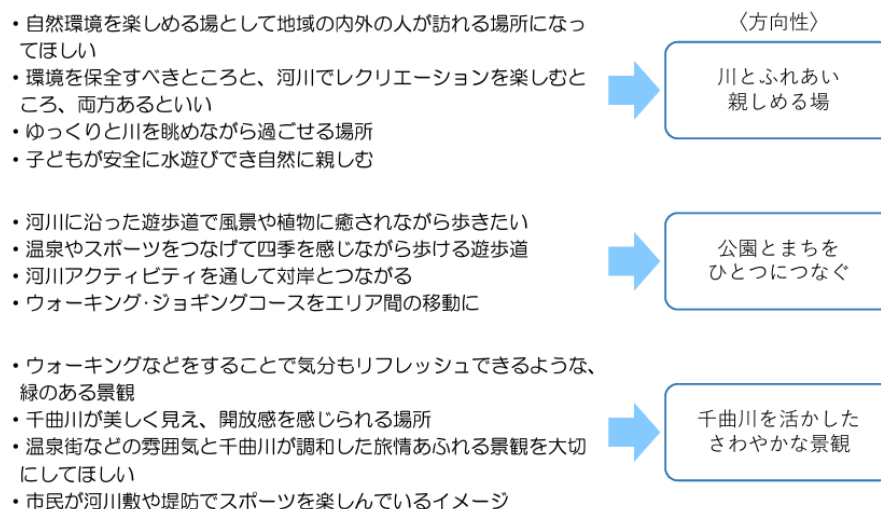
② 河川敷エリアの整備の方向性に関する意向

河川と親しみながら、レクリエーションを楽しめる整備が望まれている。

河川敷エリアはどのような整備・活用が望ましいと思いますか。(回答数: 749)		
	回答数 (人)	回答率 (%)
河川と親しみながらレクリエーションを楽しめる空間としての整備・活用	367	49.0%
植生や野鳥などの自然環境としてなるべく手を入れずに保全を重視すべき	144	19.2%
スポーツ施設空間として整備・活用	110	14.7%
その他の意見	78	10.4%
無回答・無効	50	6.7%

③ 河川敷エリアの整備のあり方に対する主な意見と方向性

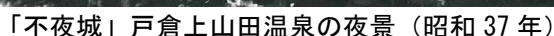
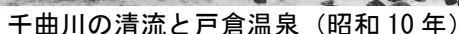
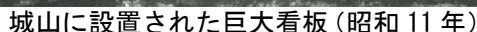
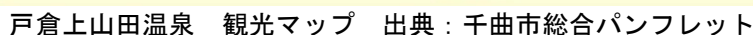
河川とのふれあい、まちとのつながり、河川景観に関する意見がみられた。



※市民アンケートの記述回答からの主な意見の抜粋とそこから読みとれる方向性

戸倉上山田温泉は、千曲川左岸の戸倉温泉と上山田温泉、同右岸の新戸倉温泉の3つの温泉の総称で、「善光寺参りの精進落としの湯」として知られ、県内屈指の温泉街を形成してきた。高度成長期からバブル期にかけては、大型の旅館やホテル、スナックなど数多くの飲食店が建ち並ぶ街を芸妓衆が彩り、とくに賑わいをみせていた。現在も、往時の華やかな雰囲気을漂わせつつ、30軒以上の旅館・ホテル・ゲストハウスのほか、日帰り温泉施設や新旧さまざまな飲食店の建ち並ぶ温泉街は維持され続けている。また同温泉には50以上の源泉があり、銭湯でも温泉を掛け流せるほど豊富な湯量がある。泉質はアルカリ性の単純硫黄泉など、ほのかに硫黄が香り、軟らかい湯触りで肌に優しく、美肌の湯とも呼ばれている。さらに疲労回復や健康増進、病後の回復などのさまざまな効能がある。こうした豊富で良質な温泉に恵まれた戸倉上山田温泉は、交通至便な市街地内にあり、宿泊容量も十分にあることから、スポーツ合宿や大会などにも対応可能な温泉地としても知られている。

出典：令和5年 観光地利用者統計調査結果，長野県 観光スポーツ部 山岳高原観光課



(3) 千曲小唄（民謡）

戸倉上山田温泉の横を流れる千曲川の風情を歌った唄。昭和3年、戸倉温泉に正木不如丘作・中山晋平作曲の「千曲小唄」が誕生し、翌4年晩春には、不如丘が竹久夢二を伴い滞在し、絵はがきをはじめたくさんの絵を残して帰郷した。計画対象地の下流側に架かる大正橋には、竹久夢二の千曲小唄の挿絵（歌碑）が飾られている。また、上流側にある千曲川万葉公園にも千曲小唄の歌碑が設置されている。

千曲小唄 中山晋平作曲、正木不如丘作詞

岩間逃げ水 ひそひそ小みちヨ
木の根草の根 分けてきて
さざめ合えばヨ 噂末ひろ千曲川
ホイノホイノホイノ ヨサホイノホイ
ショッコホイホイホイ
宵のむつ言 月見草
湯のまち戸倉ヨ 噂末ひろ上山田
湯の香日ぐれて さらさら流れヨ
浅瀬波立つ 恋はふち
見る更科にヨ 噂末ひろ月田毎
千曲河原の すいすい螢ヨ
湯の香くぐって また光る
川中島にヨ 噂末ひろ越路まで
恋のかけ橋 ほそぼそ灯ヨ
千曲渡れば 湯の香まち
沸き立つ思いヨ 噂末ひろ年々に



大正橋の欄干に設置された歌碑



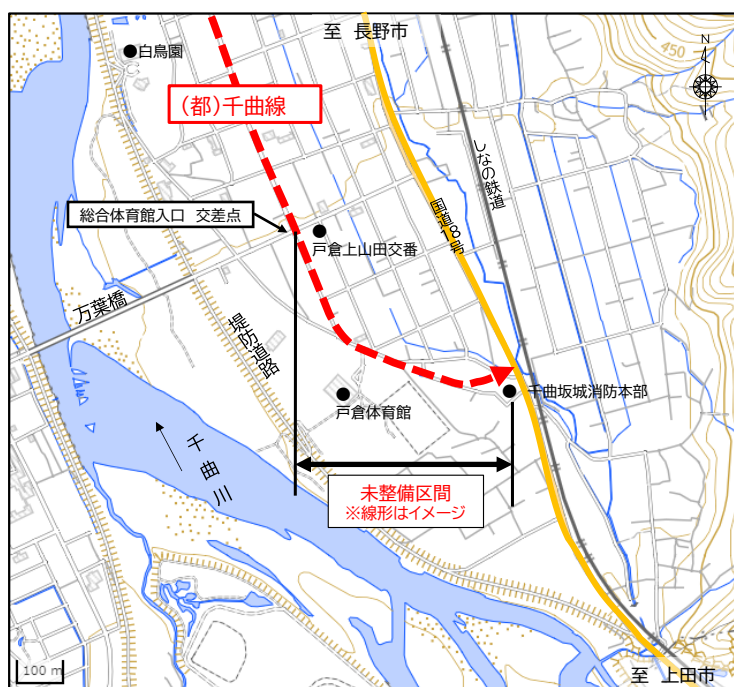
千曲川万葉公園に設置された歌碑

(4) 周辺の道路整備

計画対象地の右岸側の堤内地では、(都)千曲線の整備が進められている。(都)千曲線は国道18号と並行し、千曲市川東地区の中央を南北に走る地域幹線道路として位置付けられており、整備率は令和2年度末までに9割程度となっている。(都)千曲線が整備されることにより、右岸側の堤防道路の交通量が減少することが考えられ、今後、計画対象地と他のエリア間の移動（堤防道路の横断）の安全性も改善されることが期待される。



都市計画道路千曲線 位置図



維持管理計画書

1. 継続的な有効利用に関する計画 ・これまで地域になかった「デイキャンプ場」「BBQ 広場」「マウンテンバイクコース」「ジョギング・ランニングコース」等の新しいスポーツ・レクリエーション施設を整備し、周辺の地域や施設と連携することで、デイキャンプ×温泉×スポーツといった新たなコンテンツで終日楽しめる場として日常的な利用者を増やす。 ・左岸側の堤防階段の整備により、これまで戸倉千曲川緑地公園を会場としたイベント時の課題であった、休憩場所や観覧場所の不足や温泉街からのアクセスの不便などが解消され、左岸エリアの安全性や利便性が向上することから、地域が主体となり設立された「戸倉上山田温泉まちづくり推進会議」において検討を行い、事業者（旅館業・飲食業）が積極的に参加する温泉街と河川敷が連携した新たなイベントの企画・開催を積極的に行い、地域交流に寄与する。 ・「自然保全ゾーン」や「河川アクティビティゾーン」は既存の河川環境を活かし、散策路等の整備や見通しの確保により安全に自然観察や釣りなどを楽しめる場として PR を行い、地域住民の利用を促進するとともに、学校等と連携して自然観察会などのイベントの企画・開催を積極的に行う。
2. 維持管理計画 ・施設の維持管理については、施設管理者が行う ：国土交通省（管理用通路） ：千曲市（高水敷の多目的広場やデイキャンプ場等の施設、戸倉千曲川緑地公園） ・隣接する市所有施設（白鳥園、戸倉体育館エリア）の指定管理者等とも連携して、維持管理体制を構築していく。 ・河川環境の整備（クズなどの除去、河畔林の維持管理など）を地域と連携して行うなど、国が推進する住民参加型の河川管理（ボランティアサポートプログラム等）についても今後検討を行う。

令和7年度「かわまちづくり計画」の募集開始！

～こどもが安全に自然に触れられるかわまちづくりを促進します～

河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な水辺空間の形成を目指し、実施体制が確立され、実現性が高く、熱意にあふれた「かわまちづくり計画」を募集します。

《かわまちづくり》

地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した賑わいある良好な空間形成を目指す取組です。国土交通省では、かわまちづくりを促進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度を創設し、河川管理者がハード・ソフト面で支援を行っています。（別紙1、2）

（令和6年度末時点で286か所の「かわまちづくり計画」を登録済）

《申請概要》

1. 申請受付締切：**令和7年6月27日（金） 17:00必着**
2. 申請方法：申請様式を、申請地区所管の地方整備局等専用窓口へ提出
※申請様式や申請方法の詳細は、かわまちづくり申請地区所管の地方整備局等専用窓口（別紙3）にお尋ねください。
※かわまちづくり計画の作成を検討されている場合も、お気軽にご相談ください。
※かわまちづくり計画策定の手引きについても公表していますので、ご参考下さい。
3. その他：**かわまちづくり計画の登録は8月頃を予定しています。**

【かわまちづくり計画策定の手引き】

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/tebiki/index.html>

【かわまちづくりウェブサイト】

全国各地の取組や先進事例等はここに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

添付資料

- | | |
|-------|--------------------------|
| 別紙1-1 | 「かわまちづくり」支援制度の概要 |
| 別紙1-2 | 令和6年度「かわまち大賞」受賞箇所の取組及び評価 |
| 別紙2 | 「かわまちづくり」支援制度実施要綱 |
| 別紙3 | 「かわまちづくり計画」の作成等に関する専用窓口 |

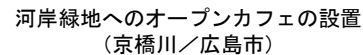
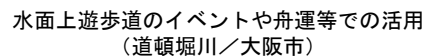


【問い合わせ先】

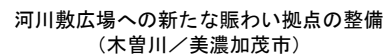
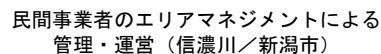
水管理・国土保全局 河川環境課 課長補佐 寺田、係長 大石
TEL 代表：03-5253-8111（内線 35-442、35-445）、直通：03-5253-8447

ソフト施策による支援

- ## 都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例

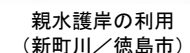
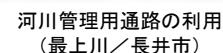


先進的な取組の情報提供



ハード施策による支援

-





びら とり ちょう

平取町かわまちづくり

【題名】 沙流川の歴史と文化遺産を活かした賑わいづくり

【河川】 沙流川水系・沙流川（一級河川）



かわまちづくりの概要

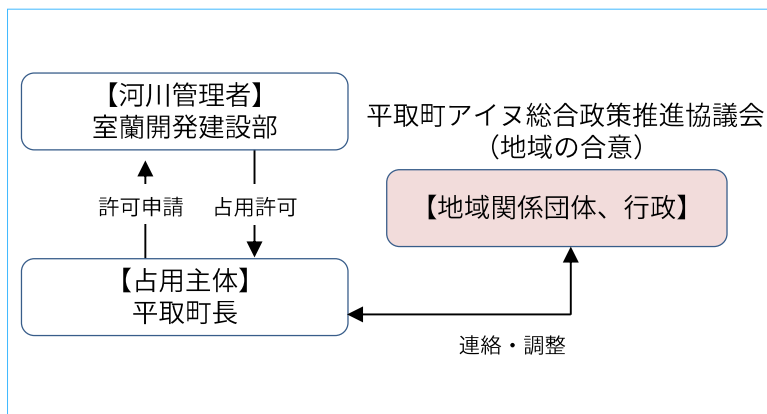
- ・河川敷をアイヌ文化の有用植物（カヤやガマ）の生育箇所として基盤整備し、町が移植作業を行い、カヤは伝統的住居「チセ」の材料として、ガマは民具の素材として活用している。また、フットパスや河岸の整備によりチササンケ（舟おろしの儀式）体験等のイベントを開催し、アイヌ文化を活かしたかわまちづくりに取り組んでいる。
- ・各分野の多様な主体が参入しアイヌ文化を学習する研修プログラムや定期的なイベント等の活動を実施しており、近年では活動の場を海外にも広げている。
- ・環境整備により終日体験プログラムの実施が可能となり、来訪者数の増加や滞在時間の向上につながっている。

評価のポイント

- ・地域や住民の文化の振興・保全や、これら文化と結びついたヨシ原の再生・保全等のために河川空間を明確に位置づけた、かわまち大賞として初めての取組であり、全国の河川空間の参考となることが期待される。
- ・地域や住民の文化遺産に不可欠な有用植物（カヤやガマ）の再生やその植物を用いた伝統的な建築様式の維持・継承など、河川空間のオープン化等の制度を活用し、民間事業者の恒久的な参入を得ながら、継続的に活動を実施している。
- ・世代を超えて地域や住民の文化が継承されるよう、町の「平取町アイヌ施策推進地域計画」に位置づけた上で、チセづくりの復元技術等を若い世代の担い手に継承するとともに、河川空間を効果的に活用している。

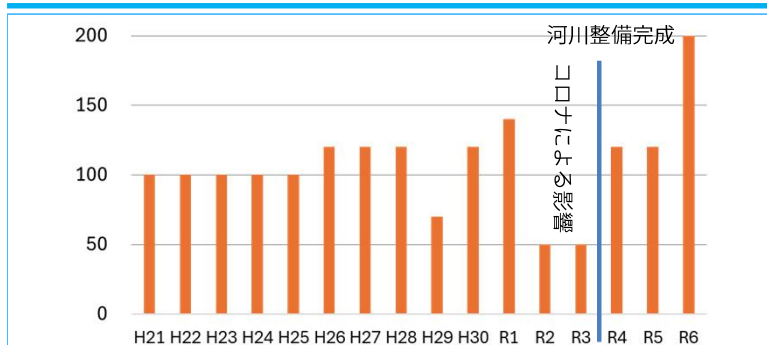
体制

- ・平取町アイヌ総合政策推進協議会



管理運営体制図

効果



チフ（丸木舟）の乗船体験者数

問合せ先：平取町アイヌ施策推進課

TEL：01457-2-2341

E-Mail：ainu.shisaku@town.biratori.lg.jp



せいせき さくらが おか

聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり

【題名】 川を起点に賑わい拡がる 持続可能なかわまちづくり

【河川】 多摩川水系・多摩川（一級河川）



かわまちづくりの概要

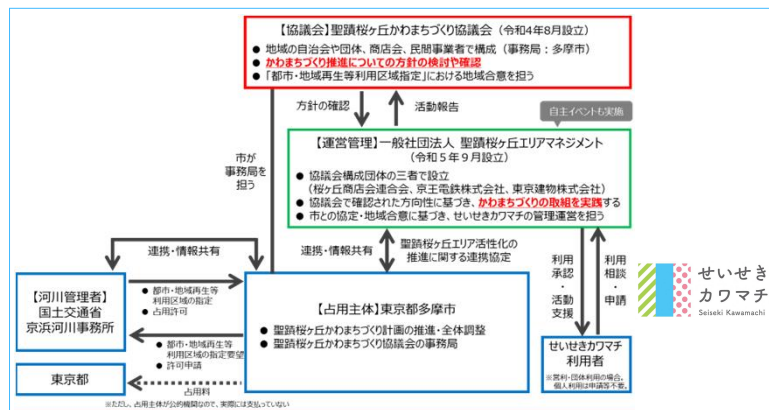
- ・駅近くの河川空間に芝生広場「せいせきカワマチ（多摩川河川敷芝生広場）」を整備し、堤防天端にはキッチンカー停車場や案内看板を設置して新たな賑わい拠点を創出した。隣接エリアでは商業施設やタワーマンションも建設され、地域全体で活用が進められている。
- ・社会実験を経て広場の利用ルールを設定し、民間事業者や地域団体による多様な活用を展開。協議会でかわまちづくり推進の方針を検討し、実行組織として設立したエリアマネジメント団体が管理運営を担い、収益事業やイベントを通じた地域活性化を推進している。
- ・親水軸を通過する歩行者数が増加し、イベント時・日常を問わず市民に親まれる河川空間となっている。

評価のポイント

- ・市が「せいせきカワマチ」を整備・占用した上で、商店会と民間事業者から成るエリアマネジメント団体が運用管理を担い、地域の関係者・団体と意見交換を重ねて河川空間の利活用ルールを充実させながら、活動を実践・継続するなど、都市部のかわまちづくりの参考となることが期待される。
- ・先行する土地区画整理事業、分譲マンションの建設、隣接商業施設の開発などと歩調を合わせ、早い段階からデベロッパーなど関係者と連携しながら、かわまちづくりを進めている。
- ・日常的な河川敷利用につながるよう、備品や遊び道具のレンタル事業を行ったり、認知度向上につながるよう、せいせきカワマチの愛称・ロゴマークを決定し、行政や企業が広く使用するなど取り組んでいる。

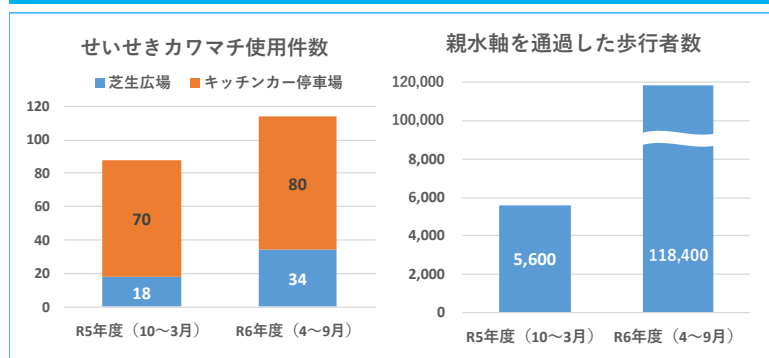
体制

- ・推進主体：聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会
一般社団法人聖蹟桜ヶ丘エリアマネジメント 他



管理運営体制図

効果



せいせきカワマチ使用件数および親水軸歩行者数

問合せ先：多摩市行政管理課

TEL：042-338-6948

E-Mail：tm035000@city.tama.tokyo.jp



うしづま ち く

牛妻地区かわまちづくり

【題名】 うしづま水辺の楽校

【河川】 安倍川水系・安倍川（一級河川）



かわまちづくりの概要

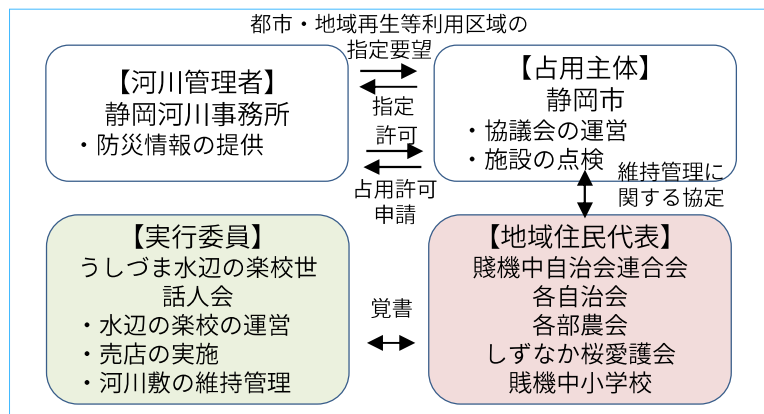
- 国が整備した水辺の楽校（親水池）を占用し、市と地域住民が施設の維持管理協定を締結することで、様々な活動が進められている。
- 河川空間のオープン化を活用しイベント時に屋台を出店し、更なる賑わいを創出している。また、その収益を維持管理や活動運営に循環させている。
- 市が整備した「水辺の散歩道」、「しずな桜公園」では、地域住民が桜の植樹・維持管理を行うとともに、自治会主催の桜まつりやライトアップが行われ、地域の憩いの場となっている。

評価のポイント

- 「水辺の楽校」と「かわまちづくり」を組み合わせ、15年の長きに渡り地域住民が自発的・継続的に多様な活動を行うことで、こどもの時に参加した方々が、成人後も引き続き、こどもと共に家族で参加するなど、世代を超えて地元で親しまれる河川空間を作り出している。
- 限られた河川空間を活用し、家族で楽しめる河川空間を創出するため、こどもでも安全に楽しめるような「幼児用プール」の設置や、こどもたちが自然や河川環境に対し関心を持てるよう、水辺の楽校における生き物のパネル展示や自然講習会を実施するなどの工夫が見られる。
- ボランティアでの活動を継続・発展させるため、地域住民による「水辺の楽校世話人会」が、新たに河川空間のオープン化等の制度を活用し、屋台出店の売り上げによって運営・管理に必要な費用を確保するなど取り組んでいる。

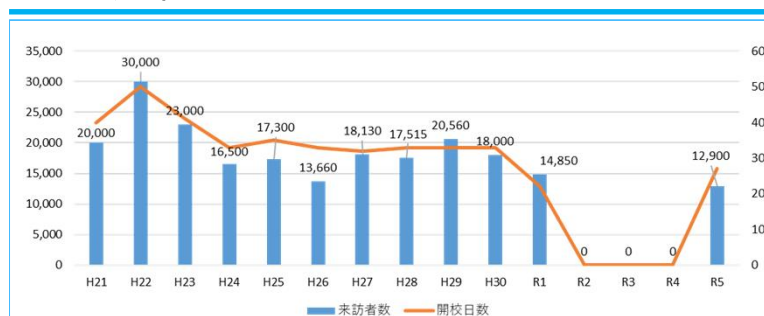
体制

- 推進主体：牛妻地区水辺利用調整協議会



管理運営体制図

効果



※R2、R3、R4年度は、コロナ禍のため中止。

水辺の楽校来訪者数と開校日数の推移

問合せ先：静岡市建設局土木部河川課

TEL：054-221-1087

E-Mail：kasen@city.shizuoka.lg.jp

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第 1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援し、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第 2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組をいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成 28 年 5 月 30 日 国水政第 33 号）（以下「準則」という。）第 22 による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合した賑わいある良好な河川空間を創出するために、治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで地域活性化に寄与する河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第 22 の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第 20 条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第 3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第 4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - (3) 推進体制
 - (4) 安全な河川利用に向けた取組
 - (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - (7) 維持管理計画
 - (8) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。

3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して

登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後又は変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未作成河川については、工事实施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第 1 2 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、あらかじめ適正な管理の方法を定めるものとする。

第 1 3 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. 民間事業者が推進主体となり、「かわまちづくり計画」の作成、登録及び事業を実施しようとするときは、河川管理者及び市町村を含むかわまちづくりに関する協議会等を設置し、地域の合意を図らなければならない。
3. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年 3 月 3 0 日付国水環第 1 5 5 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則 2 に基づき、平成 2 1 年 4 月 1 日付国河環第 1 1 7 号、平成 2 2 年 4 月 1 日付国河環第 1 2 6 号及び平成 2 8 年 2 月 1 0 日付国河環第 1 0 9 号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

【別紙3】

「かわまちづくり計画」の作成等に関する専用窓口

地区	窓 口 【①国管理の区間 ②都道府県等管理の区間】
北海道	北海道開発局 所在地：〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 ① 河川工事課 電 話：011-709-2311（代表） ② 地方整備課 電 話：011-709-2311（代表）
東北地方	東北地方整備局 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 ① 河川環境課 電 話：022-225-2171（代表） ② 地域河川課 電 話：022-225-2171（代表）
関東地方	関東地方整備局 所在地：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：048-600-1336（直通） ② 地域河川課 電 話：048-600-1903（直通）
北陸地方	北陸地方整備局 所在地：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 ① 河川計画課 電 話：025-280-8958（直通） ② 地域河川課 電 話：025-370-6768（直通）
中部地方	中部地方整備局 所在地：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館 ① 河川環境課 電 話：052-953-8151（直通） ② 地域河川課 電 話：052-953-8257（直通）
近畿地方	近畿地方整備局 所在地：〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 ① 河川環境課 電 話：06-6942-0608（直通） ② 地域河川課 電 話：06-6942-4407（直通）
中国地方	中国地方整備局 所在地：〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 ① 河川環境課 電 話：082-221-9231（代表） ② 地域河川課 電 話：082-221-9231（代表）
四国地方	四国地方整備局 所在地：〒760-8554 高松市 サンポート3番33号 ① 河川計画課 電 話：087-811-8317（直通） ② 地域河川課 電 話：087-811-8318（直通）
九州地方	九州地方整備局 所在地：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎 ① 河川環境課 電 話：092-476-3525（直通） ② 地域河川課 電 話：092-476-3524（直通）
沖 縄	沖縄総合事務局 所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 ② 河川課 電 話：098-866-1911（直通）
全 国 (総括窓口)	かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」 水管理・国土保全局 河川環境課 かわまちづくり担当 所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電 話：03-5253-8447（直通） メールアドレス：hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp (セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います。)